

令和6年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和6年12月11日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行 政 改 革 推 進 課 長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健 康 づ くり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 課 長	八 馬 祥 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	ス ^ポ ーツ振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 島 田 恒

○議長（飯嶋正利） 通告順により、島田恒議員、ご登壇をお願いします。

（9番 島田 恒 登壇）

○9番（島田 恒） おはようございます。早いもので、もう師走になってしまいました。寒くなってきましたので、どうか皆さん、風邪など引かないようにお体にご留意いただきたいと思います。この師走のお忙しい中、傍聴にお越しくださいませ本当にありがとうございます。そしてまた、インターネット中継のその先でご覧になっている方々については、まず御礼を申し上げたいと思います。

議席番号9番、島田恒でございます。令和6年12月第4回定例会において、通告に従って一般質問をさせていただきたいと思います。

私からは、2項目5点の質問をさせていただきたいと思います。再質問からは、質問席にて行わせていただきたいと思います。

まず1項目めでございますけれども、地域の活性化方策についてということで、（1）「海業」プロジェクトの目指すところについて、今、海業の考え方、本市の将来に向けてどんな方向感を持って進めていくのか、まず、その基本的な考え方を米本市長にお伺いしたい

と思います。

続いて、（２）地方創生推進交付金のこれまでの実績について、本事業については地方創生交付金などが使われると思いますけれども、本市の交付金等の実績についてお伺いしたいと思います。

（３）民間企業等の参加促進方策について、こういう事業を進めていくには、民間の協力が必須だと思いますけれども、どのように企業や民間事業者の参画を促していくか、お伺いしたいと思います。

大項目の２番目、海上キャンプ場の利用状況と付近の整備についてということで、（１）海上キャンプ場の利用者の推移についてお伺いしたいと思います。

先日の質疑の中でも指定管理制度に伴ういろいろな質疑がございましたけれども、今まで海上キャンプ場へのアクセスについては、特に成田方面からは少し不便なところがありました。本年３月には、念願の清滝トンネルが開通しました。近隣の方々からは、随分と交通の流れが変わってきたというお話もお聞きします。こういうように新しい道ができたことにより期待することもあるんですが、このキャンプ場の利用者の推移というか動態はどういう変化があったのか、お聞きしたいと思います。

それから（２）番、最後ですけれども、進入道路等、周辺の整備予定についてお伺いしたいと思います。

現在はトンネルを抜けて、キャンプ場への入り口付近までは整備されています。トンネルを抜けてすぐ左に曲がったところは１０メートルぐらい整備されていますけれども、その先がまだ未整備状態になっていると。これから海上キャンプ場への進入道路の整備ですとか、また、キャンプ場周辺の整備についてお伺いしたいと思います。

再質問からは質問席で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問内容１、地域活性化についての全体的な考えについてご答弁申し上げます。

本市では、旭市総合戦略に基づき、これまで生涯活躍のまち形成事業をはじめとして様々な地域活性化に向けた施策に取り組んでまいりました。また、今後も引き続き急激な人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活性化と持続可能な社会を目指したまちづくりに向け

て、現在、第3期旭市総合戦略の策定を進めているところでございます。

そうした中、前回定例会でも表明いたしました、地域活性化の事業の一つとして、海業についての検討を開始いたしました。海業の推進により漁港周辺に新たな産業を創出することで、漁業者をはじめとした地域のやる気と挑戦を後押しし、民間活力を活用した地域の持続的な活性化や所得向上、雇用創出につなげたいと考えております。

また、成田国際空港に一番近い海業のまちとして、今後の空港の機能強化によるインバウンド需要などにも期待しているところでございます。

これまで進めてきた様々な地域活性化の施策に加え、こうした新たな取り組みを推進することにより、さらに市全体が活性化し、市民が健やかで幸せな暮らしを送ることができるまちづくりを目指して、今後も積極的に取り組んでまいります。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、企画政策課からは、大きな項目の1、地域の活性化方策についての（2）地方創生推進交付金のこれまでの活用実績について伺う、それと（3）民間企業等の参加促進方策について伺うについて回答いたします。

まず、（2）になります。地方創生推進交付金の活用実績になりますが、地方創生推進交付金は平成28年に創設され、令和5年度から主にハード事業に対して交付される地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金と統合され、現在はデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプとして位置づけられております。本市では、現在のデジタル田園都市国家構想推進交付金を含めた地方創生推進交付金について、これまで三つの事業で活用しております。

まず一つ目ですが、旭市生涯活躍のまち形成事業としまして、生涯活躍のまちの事業化支援業務に対し、平成29年度から令和元年度までの3年間で合計1,163万6,000円の交付金を活用しております。

二つ目ですが、多世代交流施設を起点としましたコミュニティ活性化事業としまして、おひさまテラス指定管理事業に対し、令和3年度から令和5年度までの3年間で合計2,500万円の交付金を活用しております。

三つ目ですが、地域資源を活用したシティプロモーション推進事業としまして、ロケツーリズム推進業務に対し、令和4年度から今年度までの3か年で交付金を活用しており、令和4年度は617万4,000円、令和5年度は650万円、今年度も650万円が交付予定で、合計は1,917万4,000円となる見込みです。

続きまして、（３）民間企業等の参加促進について本市の方針ということでお答えします。

本市では、これまで生涯活躍のまち・あさひ形成事業や社会体育施設などの指定管理、また包括連携協定の締結など、民間企業等と連携した事業を実施しております。これは、民間企業などの持つノウハウやアイデアを生かした効率的な運営による経費の削減や市民サービスの向上を図ることを目的として官民連携を進めてきたものです。

市としましては、このような民間企業などを活用する手法が有効と考えられる事業については、今後も積極的に進めていくことで持続可能な行政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課からは、大きな２番の海上キャンプ場の関係で、

（１）キャンプ場の利用者の推移について回答したいと思います。

海上キャンプ場の利用者の推移について、直近５年間、令和元年度からの実績を申し上げます。令和元年度は４,３４１名、令和２年度は１,９２９名、令和３年度は１,６２２名、令和４年度は３,０８１名、令和５年度は３,１１７名の利用がありました。

次に、キャンプ場体育館の利用実績です。令和元年度は９,２０３名、令和２年度は７,１６９名、令和３年度は７,８９１名、令和４年度は７,９８６名、令和５年度は８,０００名の利用がありました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課より、大きい項目の２番の（２）進入道路等、周辺の整備予定について回答いたします。

当該道路は、清滝バイパスから海上キャンプ場へ向かう延長約３００メートル、幅員約４メートルの道路です。令和５年度より道路改良工事に着手し、片側３メートルの２車線へ拡幅し、歩道も設置する計画で整備を進めております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○９番（島田 恒） それでは、地域の活性化方策についてのまず１番であります。海業プロジェクト関係の再質問ですけれども、飯岡漁港の未利用地を注視する海業計画の規模感についてお伺いしたいんですけれども、今まさに第３次の総合戦略の策定を進めているわけでありまして、この新たな海業プロジェクトというのは、今までにもない取り組みだと考

えています。本市は基幹産業が農業、それとともに漁業も大変潜在力があるものだと考えております。県内でも有数の地域なんだと思いますけれども、この海業の規模感、どれぐらいの規模でやるのかということについて、まずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 海業事業の規模感についてでございますが、飯岡漁港区域内の未利用地といいおかみなと公園の利用を想定しており、最大で7ヘクタール程度を見込んでおります。

具体的な面積につきましては、今後、協議会での議論や海業推進事業計画の策定を経て、必要な手続の後に決定していくことになります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。7ヘクタールということで大変広い規模になるのかなと思うんですけれども、さらに、あそこには刑部岬というものがあります。ここも観光の名所でありますけれども、この刑部岬ですとか、あるいは下の漁港、それと今言われた、いいおかみなと公園、そこからのサイクリングロードというのがあるわけです。海に関わるマリンレジャーだとか、あるいは直売所、飲食店、大変広がりも大きいわけで期待もしたいと思っておりますけれども、そういうところとの連携というものはお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 刑部岬展望館や九十九里自転車道につきましては、飯岡漁港周辺における重要な地域資源だと考えております。これらと連携した相乗効果を生み出せるよう、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） この海業プロジェクトを進めるに当たって、やはり、あの地域全体を俯瞰したデザインづくりというのが大変必要だと、将来的には思うんですけれども、こういう大きいランドデザインと言われるのはどういう手順で描いていくのか、今分かればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 海業のグランドデザイン、全体計画であります。来年度策定する旭市海業推進事業計画がこれに当たるものと考えております。

推進事業計画策定後、公募事業者における提案などを踏まえまして、さらに詳細な事業計画が出来上がっていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 飯岡というところは、九十九里浜の起点になるところであります。あそこから見ると、遠くはるか太東岬までずっと続いているわけですが、あの景色というのは全国にも誇れるものだと思います。そして、ある意味、この海業プロジェクトというのは、九十九里浜に関連する市町村にも、皆さんに関わってくるようなものだと思いますので、特に関係機関、特に千葉県だと思いますけれども、千葉県と連携を取って積極的に進めていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。先ほど、地方創生交付金のことについてお伺いしましたが、この交付金を受けるに当たっては、その前提として、地域の再生計画がなければ進まないということなのですが、そういうご答弁ですが、今まさに総合戦略が進められているわけですが、加えて、例えば今、小・中学校の統廃合も進められているわけですが、こういう小学校の跡地利用に、この地方創生交付金と、それから過疎債、干潟地域が指定されておりますが、こういう過疎債というのを併用して利用できるのか、制度的な問題があるかと思いますが、お伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 学校再編に伴い統合された小・中学校の跡地利用に対する交付金の活用については、地域再生計画を策定することで可能になると考えております。

また、干潟地域であれば、事業に対する交付金と過疎債との併用も可能ですが、過疎債の対象事業となるためには、旭市過疎地域持続的発展計画への記載が条件となります。

いずれにいたしましても、小・中学校の跡地利用に対する交付金や過疎債の活用につきましては、民間活用なども含めた今後の小・中学校の跡地利用の方針を踏まえた上で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） やはり、こういう事業を進めるには、市のほうもきちっとした計画がなければならぬと、これは当然だと思いますが、デジタル田園都市構想と言われて久しいわけですけども、かつて10年ぐらい前、この地方創生というのは、たしか今の石破首相が初代の大臣だったのでしょうか。しばらく地方創生という言葉がなりを潜めていたような気もするんですけども、ここに来て予算も倍額という報道もなされております。

地方創生交付金という位置づけということですが、今進めている第3期の総合戦略の中には織り込まれているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 現在、急激な人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活性化と持続可能な社会を目指したまちづくりに向けて第3期総合戦略の策定を進めているところです。新たな戦略におきましても、市の将来都市像や人口推計などのほか、今後取り組んでいく各種施策について掲載する予定であります。

その中で、この事業には交付金を活用すると明記する予定はございませんが、今後、第3期総合戦略に掲げる施策を進めていく中で、交付金は積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 第3期の総合戦略の中に書き込む事業の詳細というのは、なかなか全てを細かなところまで書き込むというのはなかなか難しいと思いますけれども、このような想定される事業については、後でもそこに入れ込めるように前広にというんでしょうか、しっかりと計画に入れ込んで進めていただきたいと思います。

次の（3）に移りたいと思います。

民間企業の参加促進等についてお伺いしましたけれども、海業という新しい事業を進めるに当たっては、やはり、民間の事業者の協力というのは必須になってくると思うんです。そこで、そういう企業なり民間事業者の参加をどうやって促すか、具体的なものがあればお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 本市では、民間企業などの事業への参加につきましては、主に公募型プロポーザル方式などによる募集を行っております。

先ほど挙げました生涯活躍のまち・あさひ形成事業につきましても、事業の実施に当たり、公募型プロポーザルを行い、応募のあった事業者からの提案内容を精査、検討した上で事業者の選定を行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今ご答弁にありましたように、プロポーザル事業、公募事業、提案型の事業というのでしょうか、こういう公募もよい取り組みだと思います。そういう実績のある民間の事業者が、いかにこの本市の取り組みを理解していただけるかということが成功の鍵になってくると思います。

そういう事業者に対して、営業という言葉がいいかどうか分かりませんが、公募方式に加えて、さらに進んだ、特に市長によるトップセールスというのでしょうか、それが一番効果的だと思いますが、そういう取り組みというのはお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 市の実施します事業への民間企業などの参加につきましては、公平性、また透明性という観点から、公募方式による募集を原則として行っているところで

す。一方で、民間事業所などの市への企業誘致では、旭市に興味を持ってもらい、企業に旭市を選択してもらうということが重要となりますので、そういった場合にはトップセールスも効果的な手法であると考えております。

本市においても、より民間企業などが力を発揮してもらうためには、トップセールスも含めて、こういった手法が有効であるか今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 本市にも、本市の出身で企業で働く方々がたくさんいます。そういう様々な企業で働く本市出身者あるいは関係する方々、あるいは起業した方々などもたくさん

いらっしやると思います。そういう方たちの外部の知恵というか、そういうものをお借りできるような仕組みというのはお考えかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 現在、様々な企業などで活躍する本市出身の方々がいらっしやる中、そうした皆さんから出身地である旭市のために何かしたいといったお話などに対する受皿を用意しておくことは、市としましても必要なものであると考えております。

近年、民間企業などにおいて地域貢献の重要性が高まっているということもありますので、今後そういった申出なども増えていくことが考えられます。そのようなことを踏まえ、具体的な手法は今後検討しなければなりません、ふるさと応援寄附による支援だけではなく、本市出身の皆さんの持つ知見やつながりを生かして、旭市の魅力発信や企業誘致など、さらなる市の発展にご協力いただけるような仕組みづくりについて研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） おっしゃるとおりだと思います。特に大きい企業などでは、仕事の一環として、自分の出身地については業務の一環として関わるのはいいんだよということで、プロボノと言うそうですけれども、そういう制度もございますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

この旭市に育って、そして進学だとか就職で離れられた方々、私の友達にもたくさんいますし、皆さんのご友人、ご家族にもたくさんいらっしやるかなと思います。そういう方々というのは、やはり、出身の旭市への思いというのはあると思うんです。そういう受皿というものこれからつくっていく必要があるんだろうというふうに考えます。このようなプロジェクトを機会に、そんな多くの人たちが本市に関われるきっかけにもしていただきたいというように思います。

次に移ります。2番目の（1）海上キャンプ場の利用者の推移でありますけれども、コロナ禍のときには減少は仕方がないと思うんですが、指定管理制度に移行した後と、それから市でやっていたときの利用者はどうだったのかなと。加えて、清滝トンネルができたということで、周辺の交通量と利用者との関係があるのかなのか、もし分かればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、キャンプ場の利用の指定管理者の前後ということで生涯学習課のほうから回答したいと思います。

海上キャンプ場及び附帯施設の海上キャンプ場体育館は、平成21年3月に千葉県から旭市に無償譲渡されておりまして、平成26年4月からは、指定管理者制度により管理運営を行っております。

海上キャンプ場の利用者の推移ですが、移譲後の平成21年度から指定管理者制度導入前の平成25年度までの5か年の平均で申し上げますと、年間3,397人の利用がありました。平成26年度の指定管理者制度導入時から現契約期間前の令和元年度までの6年間の平均では、年間3,797人の利用がありました。指定管理者制度導入前5か年と導入後を比べますと、平均で400人の増となっております。

次に、キャンプ場体育館の利用の推移ですが、同じく移譲後の平成21年度から指定管理者制度導入前の平成25年度までの5か年の平均で申し上げますと、年間8,350人の利用がありました。平成26年度の指定管理者導入時から現契約期間前の令和元年度までの6年間の平均では年間9,892人の利用がありました。指定管理者導入前と導入後で比べますと、平均で1,542人の増となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課より、周辺の交通量の関係を回答したいと思います。

市では、清滝トンネル周辺での交通量調査を実施しておりませんが、清滝バイパスの開通により旧道の交通量が減り、バイパスへ転換したと思われます。

なお、県では、令和6年3月に開通した清滝バイパスの整備効果を確認するため、開通前の前年度に交通量調査を実施しており、今年度の調査は年内に実施すると伺っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 利用者については、先ほど申し上げましたけれども、コロナ禍の時期は致し方ないのかなと思いますが、絶対数として利用者が多いのか少ないのかというのはなかなか判断しにくいわけでありましてけれども、指定管理制度に移行してからは、キャンプ場の利用者も平均して400人ですか、それから体育館のほうも1,500人増えたということで少し安

心しています。

そこで、今度、海上キャンプ場の規則というんでしょうか、海上キャンプ場と一般のキャンプ場というのは、質疑でもありましたけども、具体的にどういうものが違うのか、また改めてお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 一般キャンプ場との違いにつきましては、県からの移譲に基づきまして青少年健全育成及び生涯学習の拠点施設として使用しているため、飲酒などの禁止の制限を設けております。

また、キャンプ場の使用料については市の条例で定めており、一般キャンプ場と比較しまして安価な料金設定となっております。

さらに、違いというわけではございませんが、海上キャンプ場には誰でも利用できる体育館を併設していることや、自然豊かで広大な公園も隣接していることから、多様なニーズや用途にも対応できる大きな特徴となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今ご答弁ありましたように、青少年の健全な育成ですとか、生涯学習の拠点というものとしての役割、そして何よりも安価で誰でも利用できるということは大変よいことだと思います。

ただ、あそこのキャンプ場の隣には広大な滝のさと自然公園もあります。そこをさらに活用できないか、もっと活用できないかと思いますけれども、そのためのキャンプ場の利用制限の緩和というものを考えているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 現在、海上キャンプ場は、先ほども申し上げましたが、青少年健全育成の生涯学習の拠点施設として使用しているため飲酒は禁止としておりますが、今後、利用者のご意見なども伺いながら、隣接する滝のさと自然公園のテントサイトエリアを飲酒ができるようにならないかというところで十分検討していきたいと思っております。

また、指定管理者の自主事業としまして、滝のさと自然公園のテントサイトをオートキャンプができるサイトとするため整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） オートキャンプ場の検討、それからグランピングというんでしょうか、今たくさんありますけれども、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

今のキャンプ場の利用制限というのは、目的に沿って維持しつつ、そのほかにも敷地はたくさんありますので、幅広い利用者の取り組みというのもこれから必要になってくるんだと思います。キャンプ場の外の滝のさと自然公園の広大なところでそういうオートキャンプ場でもあれば、特にお酒の好きな方は、そういうところに行つてにぎやかにやりたいという希望もあろうかと思いますので、ぜひ慎重に検討していただきたいと思います。進めていただきたいと思います。

次に移ります。このキャンプ場への進入道路、それから、清滝トンネルを抜けての道路のことについてお伺いしたいんですけれども、今の進入路が4メートル、まだ未整備部分もかなりありますけれども、あの道は、岩井地区につながる結構利用頻度の高い道であります。今は中途半端に止まっている状況にありますけれども、今後整備する道路が6メートルということですので、早期の対応をお願いしたいと思います。

それから、キャンプ場の西側から雷神社、見広の雷神社がありますけれども、そこに山際、山の上をずっと走っている道路があるんです。どういう由来か分かりませんが、これを我々はハッカミチと言うんですけれども、そこは農作業の道路ですとか、あるいはウォーキングをする市外から訪れた方々も歩く道にも少しなっているんですけれども、ところどころ、わだちで通りづらい箇所があるということで、ここを若干通行しやすいようにはできないものか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 当該道路につきましては、海上キャンプ場から雷神社へ通じる延長約1.1キロメートルの未舗装道路となっております。道路の真ん中に草が生えている箇所や多少段差になっているところがあることから、草刈りや整地作業を実施していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。あそこを放置しておきますと、山際というのは、

逆にごみの不法投棄なんかもあったりして注意していかなければいけないなというふうに思っております。

それから再々質問ですけれども、キャンプ場にトンネルを抜けて左に入っていくわけですが、その逆側に、右に曲がったところに農産物加工施設があります。みそとか、こうじとかいろいろ作っている方々がいらっしゃいます。地元の方々と、その施設を利用している方もいらっしゃいます。この農産物加工施設の利用について、今後どう考えていくか。

また、実は、清滝トンネルの上部というのは県有地、県が取得したところで結構な広さがあるんですけれども、そこについても風車のところとほぼ一体の土地でありますので、その県有地についても、今はヤードみたいになっているんですけれども、土砂置場、一体的に利用を考えられないか、もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 旭市海上農産物処理加工センターですが、キャンプ場の東側約1キロメートルのところにあります。

施設の管理運営については、海上キャンプ場の指定管理者と同じ事業者にも業務委託をしております。この施設は、体験農園もできます旭市民農園を併設しております。そんなことから、海上キャンプ場をはじめ、これらの3施設での利用連携がどのように図れるのか、関係課及び指定管理事業者などと協議をしていきたいと思っております。

また、県有地の活用につきましては、まずは県の考えを伺いたい。そのように考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） このキャンプ場と、今ご答弁いただきました農産物処理加工センターと体験農園、様々なものがあるわけですが、こういうものを一体的にトータルで、やはりアピールしていくことが大切なんだと思います。訪れる人たちには、様々な体験ができるんだということを周知するべきだろうなと、そういう必要があるだろうなと思います。

そのために、例えば、よく地域の人から聞くんですけれども、キャンプ場の風車のところに展望台のデッキのようなものがあれば、あるいは直売所だとか、民間の参入による周辺開発ができれば、もっと人は訪れてくれるだろうなという気がするんですけれども、そういう周辺開発と利用者の拡大施策というものがあれば、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 現在、海上キャンプ場の指定管理事業者は、利用者の拡大を図るために、キャンプ場祭りや収穫体験といった各種自主事業を実施しているところであります。直売所等につきましては、関係各課及び各業種の事業所等を含めた中で、利用者拡大に向けてどのような方法が取れるのかというところで検討していきたいと考えております。

また、展望台の設置についてですが、この台地に新たな展望台が建設されれば、干潟八万石が一望できる一大景勝地として魅力的な観光資源の一つになり得ると思われれます。

しかしながら、周辺の樹木等の伐採等を含めました大規模な整備が必要になってくるということが推測されております。こちらも今後、庁内や関係機関等と協議を図り、調査研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 一大景勝地、大変いい言葉かなと思います。夢のある言葉だなと思いますけれども、この海上キャンプ場が約1.6ヘクタール、それからキャンプ場に隣接する滝のさと自然公園が3.3ヘクタール、それに隣接する、先ほど申し上げました清滝トンネルの上部というのが、私の見たところ1.5ヘクタールぐらいはあるかなという気がしますが、あくまでも私の感覚ですけれども、今まではこのキャンプ場のアクセスが、先ほど申し述べましたように悪かったと。これからは、トンネルを抜ければ、すぐキャンプ場の入り口ですので、市外から訪れる方々も非常に分かりやすくなりました。

今後、この地域の環境を整備していくというのはもちろんでありますけれども、先ほど答弁にありましたように、惜しむらくはというか、このキャンプ場からは干潟八万石の広々とした眺望が望めないと。木々の間からは目を凝らすと多少見えますけれども、とても残念です。あの上からは、寒い時期になって、朝夕には富士山も非常に望めると、夕方も大変きれいな景色が望めるわけです。いろいろな方々から、簡単な展望テラスでもあればいいねという声をよくお聞きします。恐らく、あのキャンプ場に訪れた方々、特にお子さんたちも、そういう景色が今見られないわけですが、そういうものを見ることができれば、旭市の記憶に残る風景になるんだろうと、そう思います。

申し上げたいのは、今あるこの旭市の資産というか施設、もっと言えば、このありのままの環境というものをきちっとちゃんと整備することによって、手を入れることによって立派

な観光資源になるんだということを申し述べたいと思います。

有形無形の旭市の誇るこのことができるこういう財産というものを我々自身がしっかり認識した上で、積極的に発信したり整備していくことを要望して、質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

◇ 常世田 正 樹

○議長（飯嶋正利） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1 番 常世田正樹 登壇）

○1 番（常世田正樹） おはようございます。議席番号1番、常世田正樹です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

寒い中、傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。また、インターネット中継を拝見していただいている皆様、ありがとうございます。収穫の秋、食欲の秋が終わり、急に寒くなりました。食欲の秋で太ってしまったので、これからますます頑張ろうと思います。旭市は農産物の宝庫であり、今回は農業振興についての質問をさせていただきます。

話は変わりますが、去る11月5日は世界津波の日でした。この日が世界津波の日とされたのは、安政元年11月5日、安政南海地震による津波が今の和歌山県広川町を襲った際、濱口梧陵さんが稲むらに火をつけ、津波から逃げ遅れた村人を高台へ導いて多くの命を救った逸話、「稲むらの火」の故事にちなんだものです。濱口梧陵さんは、広村、現在の広川町で分家濱口七右衛門の長男としてお生まれになり、12歳のときに本家の養子となり、銚子での家業であるヤマサ醤油の事業を継いだことで知られております。

また、毎年12月3日から9日までの1週間は障害者週間です。障害者週間の趣旨として、政府は、「我が国が目指すべき社会として、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」」と述べております。

巨大地震やゲリラ豪雨等による洪水や津波といった自然災害はいつ起きるか分かりません。そうした際に被害を受けやすい人は、乳幼児や高齢の方、そして障害のある方です。そうした方が安心して暮らせるまちづくりの一助となるよう質問させていただきます。

私からの質問は、防災力の強化について、農業の振興についての2項目5点の質問となります。

1 項目めは、防災力の強化についてです。

(1) 個別避難計画について、現在の進捗状況と今後の活用方法についてお伺いします。

個別避難計画とは、災害時に自力での避難が困難な方一人ひとりの状況に合わせ、避難場所や避難方法、避難を支援してくれる人等を決めておく計画です。市町村が地域の自治会や区、民生委員、児童委員、医療、保健、福祉の専門職等の関係者と協力して作成します。

災害対策基本法が令和3年5月に改正され、市町村はおおむね5年間で個別避難計画を作成することが努力義務となっております。これは、近年多発している災害で多くの障害者や高齢者の方が犠牲になっていることを受けてのことです。個別避難計画の対象となる方の人数と作成を終えている人数、作成率についてお伺いします。

個別避難計画は、災害発生時の迅速な避難誘導に必要不可欠であると思います。また、避難所での安否確認をスムーズに行うことができる。行方不明者の捜索の際にも有用です。個別避難計画の重要性を検討し、作成率の向上に取り組む必要性を感じますが、見解を併せてお伺いします。

あわせて、ふだん通所しているデイサービスや介護事業所と連携し、より綿密な個別避難計画を作成する必要性も感じるのですが、見解をお伺いします。

(2) 災害時に要配慮者が避難する福祉避難所について、現状と課題をお伺いします。

福祉避難所とは、災害時に高齢者や障害のある方など、特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。一般の避難所では避難生活が困難な方を対象としており、2次避難所とも呼ばれております。福祉避難所は、災害の規模や被害の状況、福祉避難所の運営体制、要配慮者の人数などによって利用できるかどうか異なります。災害発生当初から利用することはできず、災害発生からおおむね3日程度経過後の開設を想定しております。災害が起きた場合、まずは指定避難所へ避難し、指定避難所の市職員に福祉避難所への避難を申し出ます。市職員が福祉避難所へ掛け合い、受入れの準備ができたなら移動するという流れです。

令和3年度旭市地域防災計画の地震津波編第2章第15節、要配慮者対策において、福祉避難所の開設について触れております。その中で、福祉避難所予定施設に五つの受入先がありますが、うち四つは特別養護老人ホームで高齢者の受入れを想定しております。一つだけ、社会福祉法人ロザリオの聖母会があり、障害のある方の受入先になるかと思われます。

市内の福祉避難所についてお聞きします。災害時協定を締結したのはいつになりますでしょうか。東日本大震災以前に協定を締結していた場合、震災の際には、福祉避難所として多くの方の受入れをされたと思いますが、今後、災害が起きた際に想定している受入れ可能人数についてお伺いします。

私が懸念していることは、福祉避難所に指定されている施設は既に定員いっぱいの利用者がいるはずであり、災害時に新たに要配慮者を受け入れるキャパシティがあるのであろうかという点です。

また、障害のある要配慮者の方の中には医療的なケアが必要な方が多く、常時電源を必要としている方も多いです。災害によって電源を喪失した際、そうした方の受入れが想定されるロザリオの聖母会には自家発電設備があるのでしょうか。

2項目めは、農業の振興についてです。

(1) 農業後継者の対象範囲について、全国各地で農業経営継承の危機が深刻化しております。2020年農林業センサスでは、全ての農業経営体に対し、農業後継者の確保状況を調査いたしました。その結果は7割を超える経営体が農業経営を引き継ぐ後継者を確保しておらず、後継者を確保している経営体は全経営体の4分の1にすぎません。また、近い将来に経営継承が必要と思われる経営主が70歳以上の経営体で見ても、後継者を確保している経営体は3割にも満たないのが現状です。後継者を確保している経営体のうち、親族が65.4%、親族以外の経営内部の人材が3.3%、経営外部の人材が1.3%となっております。

経営継承の類型として、親族内継承、親族外継承と分けることができます。親族外継承は、現経営者の親族ではない従業員等の内部人材への継承と親族や従業員以外の第三者への継承であり、事業譲渡もこれに含まれます。親族内継承は、これまで親から子へというのが一般的でした。しかし、後継者が不足し、祖父母から孫、ひ孫、また、おじ、おばからおい、めいという継承も増えてきました。当然、親族という枠組みの範疇です。

旭市には親元就農チャレンジ支援金というすばらしい支援金があります。旭市の次世代を担う農業後継者の就農意欲の喚起と定着を図るため、親元で就農した青年等に対し支援金を支給しております。支給額は一律年20万円、最長5年間、最大100万円です。支給対象者の要件に、旭市内の農地で農業を営む者の子または孫であると明記されております。となりますと、ひ孫、おい、めいは対象外ということになります。

先日、農家の方から相談を受けました。おじからおいへ農業を継がせたい方がいるんだけど、親元就農チャレンジ支援金の対象ではないと言われてしまったと嘆いていたよ。おじが元気なうちに、おいへ技術や知識を伝えたいと意欲的な方だから、どうにかならないのかと。

親族内継承を促進させ、耕作放棄地の増加に歯止めをかけるためにも、農業後継者はのどから手が出るほど欲しい貴重な人材です。親元就農チャレンジ支援金の要件を緩和し、親族

内継承を円滑に進めるべきであると思いますが、見解をお伺いします。

(2) 地域おこし協力隊を農業分野で採用する予定はないのかお伺いします。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。

香取市では、地域おこし協力隊の専用ページを開設し、隊員の紹介や活動内容等を掲載しております。移住・定住関係で6名、広報・シティプロモーション推進分野等で6名、注目すべきは、農業振興分野で6名の隊員を採用している点です。ほか、インバウンド推進及び観光振興分野では海外出身の女性を2名採用しております。男女比は女性が8名、男性が12名であり、女性が多く活躍しております。OBやOGも香取市へ定住し、地域おこしのために引き続き活躍しております。

多古町では、11名の隊員を採用しております。観光まちづくり分野で7名、公共交通分野で1名、教育・コミュニティ分野で女性2名、商品開発・販路拡大分野で1名と多岐にわたる分野において隊員を採用しております。

銚子市は、20代から60代の22名の隊員を採用しており、今後も増員していくそうです。

匝瑳市は2名ですが、農業振興分野で1名の募集をしております。

隊員の数が多ければよいとは思っておりません。そうはいつても、旭市はようやく1名を増員しましたが、昼夜休日を問わずに頑張ってくれている現隊員の任期は折り返し地点を過ぎてゴールが見えている段階です。地域おこし協力隊の任期を終えた隊員は、起業したり、市内の企業へ就職したりするケースが多いと思われますが、それでは行政の視点から見るともったいないような感じがします。隊員になってから3年の間に培った人脈と本市をアピールするノウハウを任期終了後も生かしていただくような形で市職員として残っていただけたら、本市としては有益であると思われますが、本人の意向もございますし、課長へ検討をお願いしますとだけ、今回はお願いしておきます。

香取市では、農業振興分野で6名の地域おこし協力隊を採用しております。いすみ市でも、農業分野で地域おこし協力隊を採用しております。先進農家の下で3年間研修し、いすみ市で将来的に有機米づくりのプロとして自立を志す方を採用しております。

香取市でもいすみ市でも、就農してくれる人を待つのではなく、育てる取り組みを始めております。本市においても、就農を目的とした隊員の募集をするのと併せて、市内の豊富な農産物を原材料とした商品開発を行う6次産業化部門でも募集をしたらすばらしい取り組み

になるかと思います。本市でも任期終了後に農家として就農してくれる方や農産物加工の分野で地域おこし協力隊を増員すべきであると思うのですが、見解をお伺いします。

(3) 地域計画の目的と内容についてお伺いします。

令和5年4月1日から、人・農地プランが地域計画に見直されました。千葉県農林水産部農地・農村振興課のパンフレットには、「人・農地プランからのステップアップ 将来の地域農業を話し合おう!」とあります。地域計画の背景には、農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の拡大等に歯止めがかからないことがあるかと思います。

従来の人・農地プランの概要、そして、新しく始まった地域計画の概要について、また、二つの取り組みの異なる点についてお伺いします。今年度中に市内全域、小学校区単位で策定をするというかなり時間がない中での取り組みとなっているわけですが、全国の自治体に急がせる理由等はあるのでしょうか。

以上、2項目5点が1回目の質問になります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私のほうからは、大きな1番、防災力の強化についての(1)と(2)のほうを説明させていただきます。

まず(1)になります。個別避難計画について、現在の進捗状況と今後の活用方法についてということで、個別避難計画の対象となる方の人数と作成を終えている人の人数と作成率ということと、今後の取り組みというご質問でございました。ご回答申し上げます。

市では、地震や風水害等の災害が発生した際に、自らが避難することが困難でご家族等の支援が困難な方を地域で支援し、安全・安心に暮らすことができるようにするため、災害時要援護者台帳を作成しております。台帳の作成の対象者となった方には、災害時要援護者登録申請書と災害時要援護者避難支援計画、こちらは個別計画というものですけれども、こち

らをセットでお知らせして登録申請をさせていただいているところでございます。そちらの対象者につきましては約4,000人に対しまして、作成を終えている方は約1,400人となっております。作成率については約35%となっております。

議員おっしゃられるとおり、作成率の向上を図っていく上では、まずは、福祉避難所の社会福祉施設と綿密に連携を図っていくことを推進してまいりたいというふうに考えております。

続きまして（２）の質問になります。災害時に要配慮者が避難する福祉避難所について、現状と課題を伺うということで、災害協定等についてのご質問ということでお答えいたします。

まず、災害時協定につきましては、平成22年２月12日に、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を特別養護老人ホームやすらぎ園、恵天堂特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム東風荘、特別養護老人ホーム白寿園、ロザリオの聖母会の五つの社会福祉施設と締結しております。

次に、福祉避難所の受入れ可能人数というご質問でございましたけれども、協定を結んでいる法人施設の性質上、入所されている方の利用状況等にもよるために、あらかじめ明確な受入れ人数を示すのは、現在難しい状況となっております。

また、ロザリオの聖母会の自家発電設備の有無というお話でございましたけれども、ロザリオの聖母会には、空調や医療機器などの災害時の停電に対応するための自家発電設備があると伺っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、大きな項目２、農業の振興についての１から３についてご答弁を申し上げます。

初めに、（１）の農業後継者の対象範囲についての親元就農チャレンジ支援金の要件の緩和であります。親元就農チャレンジ支援金は、後継者の就農意欲の喚起と就農の定着を図り、地域農業の継続的な発展を促進することを目的としており、現在の制度では、親子または孫の継承が対象となっております。

ひ孫やおい、めいといった親族内の継承も支援の対象とするよう、要件を緩和してほしいとのご提案ですが、他産業とのバランスや事業効果などを総合的に検証する必要がありますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、（２）の地域おこし協力隊の農業分野の採用についてであります。農業分野での地域おこし協力隊の活用は、新たな若い移住者の新規就農支援や、農業・漁業後継者の育成を図るためにも非常に効果的なものと考えております。

今後、採用に向け、募集条件の詳細や募集人数など、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（３）の地域計画の目的と内容についての従来の人・農地プランと地域計画の取り組みの異なる点、それから全国の自治体に急がせる理由についてであります。人・農地プランと地域計画の大きく変わった点につきましては、これまでの人・農地プランが地域の話合いによる農地の集約化に関する将来像の共有が中心だったのに対しまして、地域計画では、具体的に一筆ごとの農地について誰が担い手となるかを目標地図として示すことが必要となった点でございます。

地域計画の策定を急ぐ理由でございますが、農業者の高齢化や後継者不足が全国的に深刻化している中で、できるだけ早く地域農業の担い手を明確にし、農地の有効活用を図るためでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹） ご答弁ありがとうございます。それでは、答弁に対し再質問させていただきます。

１項目めの（１）について、2023年１月時点での全国平均は14.3%ですから、旭市ではかなり進んでいるということになります。100%にならない理由として、自主的に個別避難計画へ記入して提出することが手間であると感じる方、またプライバシーを知られたくない方、親族が近隣に住んでいるために避難支援者を必要としない方など、様々な理由があると思われます。

提出することが手間であるという方は、地区の民生委員の方へ記入のサポートをしていただいたり、また計画書を回収してきてもらうということができるかもしれません。また、ネットで計画書を記入して提出することができたら、さらに手間を省けることができるかと思われます。

東京都福祉局の資料「令和６年能登半島地震から「個別避難計画」を考える」新潟大学危機管理センターの田村教授の文章からなのですが、「個別避難計画策定に取り組むことで、避難困難者が浮き彫りになってしまう！？」という題目で、以下のように述べられています。

個別避難計画に取り組むことで、水害や津波からの避難が困難である地域や、どうしても避難支援者が見つからない対象が浮き彫りになることも確かにあるかと思います。ただ、個別避難計画は「完成（避難場所と避難支援者を特定する）」することだけが重要なのではなく、たとえ「未完成」であっても、取り組むことが最も重要です。何かしらの支障があって、取りかかったものの「完成できない」個別避難計画があることを知ることが重要です。そのような対象者がどの地域に何人いるのか、その人たちの避難支援にはどのような準備が必要かを災害前に明らかにしておくことで、いざとなったときの救助救援活動に役立てることができる

まさにそのとおりであると私は思います。

行政が有事の際に取り残されるリスクが高い人をあらかじめ把握しておくことは最重要であると思います。障害のある方や自力での歩行が困難である高齢者の方を対象とした避難訓練、また個別避難計画や災害時要支援者名簿に基づいた避難訓練をこれまで本市において実施したことはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、ご回答を申し上げます。

市では、これまで要配慮者のみを対象とした避難訓練は実施しておりませんが、例年の総合防災訓練や津波避難訓練では、高齢者の方や車椅子を利用されている方なども参加していただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 再々質問をさせていただきます。

2022年及び2023年の厚生労働省医政局事業のうち、在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援事業、専門委員会の地域BCPのススメという手引の中で、以下のような一文があります。「災害は社会の弱点をあぶりだす。平時にできないことを有事に行うことは難しい。最大の災害対策は、平時からの住民・行政・地域の医療・介護・福祉をはじめとする各種資源との連携と協働により、災害弱者を想定し、彼らを守っていくことであり、実はこれは地域包括ケアシステム・地域共生社会構築のプロセスに合致する。」そういった一文がございます。

旭市には、中核地域生活支援センター、海匠ネットワークがございます。児童から高齢者、

障害がある方を対象とした福祉のプロフェッショナルの方々です。海匝ネットワークと連携し、災害時に被害を受けやすい方を対象とした避難訓練や受入れ訓練を平時のときからしっかりと行うことが必要かと思います。

例えば、津波避難訓練を海岸部地域で開催するタイミングで、対象者を限定した訓練を開催することも可能であるかと思われます。そういった訓練の実施を検討する余地はございますでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それではお答えいたします。

要配慮者を対象といたしました避難訓練の必要性はあると考えておりますが、関係各課や福祉避難所の運営者等からのご意見を聴取し、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

なお、今年度の津波避難訓練につきましては、例年どおり実施する予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 本年元旦に発生しました能登半島地震は、新年を祝い、ゆっくりと休日を過ごし、楽しんでいたさなかに発生しました。何の前触れもなく、巨大地震が発生したのです。

千葉県を含む南関東地域では、今後30年以内にマグニチュード7程度の地震の発生確率が70%程度と、その発生が切迫していると言われております。首都直下地震も同じく70%、南海トラフ地震が70%から80%、50年以内では90%とされております。東京都では、首都直下地震を想定した対策を急ピッチで進めております。住民による自主防災組織も続々と設立され、地域防災について自分たちで考え行動し、防災意識を高めております。

東日本大震災からもうすぐ14年がたちます。震災発生前の当時と比べたら、旭市の防災力、ハード面に関しては格段に向上していることは明らかなのですが、ソフト面に対するきめの細かい配慮はいまいち不足しているように思えてなりません。平時にできないことは、いざというときにできるわけがございません。平時のうちにやれることはやっておいたほうが良いと思います。よろしくお願いいたします。

1項目めの（2）について再質問いたします。何となく想像はしていましたが、福祉避難所へ要配慮者の方に移っていただく余裕がない、または人数が不明ということは、もし災

害が起きたときに、指定避難所の受入れ体制がパンクしてしまう危険性があります。要配慮者の方は専門性が高い施設へ移っていただき、空き教室や空き部屋を確保して、感染症等に罹患した人を隔離するスペース、ペットの居住空間、授乳室や更衣室の確保等々、避難所の運営には問題が山積することは容易に想像できます。

さて、福祉避難所として指定している施設において、災害時に要配慮者の受入れを満足に行うことができなさそうだとことが分かりました。そうしますと、指定避難所において要配慮者の方のケアを続けるしかないのでしょうか。医療的ケアが必要な方のフォロー、痴呆症の方や障害のある方のケア等々、市職員の方をはじめ、避難所を運営するスタッフの両肩へ重くのしかかり、耐えられずに潰れてしまうかもしれません。福祉避難所は、指定避難所の運営負担を軽減させるために必要不可欠だと思います。

少し視点を変えまして、福祉避難所として災害時協定を締結している事業所は現状を維持するとして、今後、小学校の統廃合によって空く予定の校舎を特別支援学校として利用することはできないのかお伺いします。

八日市場特別支援学校は、過去の私の一般質問でも取り上げましたが、定員の1.5倍の生徒を受け入れており、教室が足りない状況がいまだに改善されておられません。本市が空き校舎を特別支援学校として利用すれば、八日市場特別支援学校の定員適正化が図られ、また災害時に障害のある方が安心して避難することができる福祉避難所となり得ます。空き校舎の利用については、その地域の意向を第一とするということですが、災害時における人命優先の観点から、地域の方の理解も得られやすいかと思います。

今こうしているときに巨大地震が起こるかもしれません。要配慮者の方を受け入れる先がない旭市はどうするのでしょうか。検討するとか、先進地を調査研究している時間はございません。迅速な決定と判断をすべきであると思われませんが、見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 特別支援学校の校舎につきましては、千葉県の教育庁より使用しなくなる校舎の調査が毎年来ておりまして、情報は提供しております。

今後、県から利活用について連絡がありましたら、県と協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ご答弁ありがとうございます。

すぐに実行するのは難しいかもしれません。しかし、今から動き出さないと、いつまでたっても前進はございません。ここまでの話は、要配慮者の方について、高齢者の方と障害のある方を一くくりで話してきましたが、障害のある方の福祉避難所について考えていきたいと思います。

障害のある方の保護者の方と避難所について話をしますと、ほとんどの方はこのように答えます。人がたくさんいる指定避難所へ避難したら、ほかの人に迷惑がかかるし、本人もストレスや不安な気持ちで耐えられないと思う。だから、福祉避難所が開設されるまでは自宅が完全に倒壊しない限りは指定避難所へ行かないで自宅で耐える。避難を遅らせたり、倒壊の危険性がある自宅にとどまったり、避難行動の初動の遅れは、それだけ被災するリスクが高まり、生命の危険にもさらされます。災害発生当初から福祉避難所が開設されていれば、他者への配慮、指定避難所から福祉避難所へ移動する手間、移動時のリスクが解消されます。あわせて、市職員や避難所を運営するスタッフの負担を軽減することができます。障害のある方は、災害に直面することで症状の悪化やパニック状態に陥るリスクが高いと言われております。そういった方々とそのご家族が安心して避難することができる場所を確保することは、行政として急務の課題であり、使命でもあるかと思われまます。

災害時にすぐに命の危険に直面してしまう方として、重症心身障害児者の方がいらっしゃいます。重症心身障害児者とは、重度の身体障害と重度の知的障害を併せ持った方の呼称です。移動や食事、入浴、排せつ、寝返り等を自分一人ですることが困難な状況にあります。呼吸がうまくできないために人工呼吸器をつけたり、口からうまく食べ物を飲み込めないために鼻から胃に管を通して栄養摂取をしている方もいらっしゃいます。

重症心身障害児を受け入れている事業所の方に聞きますと、重心児の方が一般の指定避難所で暮らすことは難しいとか困難ではなく、無理だそうです。そういった方を災害の発生初期から受け入れられる施設として、私が考えているのが旭市こども発達センターです。旭市こども発達センターは、ロザリオの聖母会が本市より業務委託を受け、海上庁舎東側の旧海上保健センター内で運営されております。自家発電設備を有しており、畳の部屋や会議室等が複数あるので、重心児が災害時に安心して避難することができる福祉避難所としての条件がそろっております。旭市こども発達センターを日常的に利用されている方との兼ね合いなどの心配があるかもしれません。音に敏感な自閉症のお子さんが災害時に人数が増えることで、居心地が悪いとか暮らしにくいという状況になってしまうことが起こるかもしれません。しかし、より障害が重く、命のリスクを抱えている方を最優先とし、障害のある方みんな

譲り合い、協力し合い、理解し合う、そういった心がけが福祉避難所には必要であると思います。実際、自閉症のお子さんのママにこの話をしましたら、家の子は我慢させる。命のリスクが高いお子さんを優先するのは人間として当たり前だからとのことでした。

市長にお伺いいたします。旭市こども発達センターを災害の発生初期から直接避難することのできる指定福祉避難所とすることはできないのでしょうか。障害のあるお子さんを抱えたご両親が安心して避難することができる場所をつくっていただきたいです。見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、旭市こども発達センターを含め、海上庁舎東館につきましては、事業の運営や施設管理を担当している社会福祉課より回答させていただきます。

海上庁舎、それから海上公民館、海上庁舎東館の三つの公共施設にあつては、既に自家発電設備が整備されており、避難所利用の際、ほかの施設と比べて大きなアドバンテージがあることは認識しております。

ご提案いただきました旭市こども発達センターを含む海上庁舎東館を障害のあるお子さんとそのご家族が発災初期から利用できる指定福祉避難所とする件につきましては、人員の確保等の課題と併せ、迅速に現状の福祉避難所でもございますロザリオの聖母会と協議を進め、同法人の相談支援を担う機関である海匠ネットワークにも協力をいただきながら、関係各課及び関係団体などを交えて実現の可能性を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひ検討をよろしく願います。

今回、防災士の養成講座を受講しました。近年の大規模災害について改めて学び直すことができました。災害発生から救援・救助、避難所の運営、復旧・復興と災害が起きるたびにたくさんの問題点や課題が生じ、その解決策について膨大な量のデータが挙げられていることを学びました。

自治体の防災計画は、作成したらそれで終わりというものではありません。日々追加される情報やデータを基に、旭市で起こり得る事態を想定し、アップデートしていかななくてはなりません。

東日本大震災による津波被災地である旭市、復興を果たした経験を踏まえて、防災・減災の分野では、東総地区ではナンバーワンでなければならないと思います。市民の生命と財産を守るための施策へのさらなる充実を市長へお願いいたしまして、次の質問へ移ります。

2項目めの（１）について再質問をいたします。

親族内継承の範囲について、農林水産省が作成した「円滑な経営継承のために」というパンフレットには、「親族内継承には、現在の経営者の子息・子女が後継者となるケースの他、甥や娘婿が後継者となるケースなどもあります。」と書かれています。農業後継者が絶対的に不足している現在、柔軟な対応が必要であり、農業をやりたいという方の背中を押してあげるべきであると思います。親元就農チャレンジ支援金の要件を第3親等まで拡大することはできないか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農林水産省のパンフレットの記載についてであります。国の新規就農者支援制度の経営開始資金では、次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する方が対象となっております。子や孫、ひ孫、おい、めいなど、親族の既存経営をそのまま継承する場合には条件が加えられることになっております。

親族の農地や施設を継承して支援の対象となるためには、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する必要がある、新規作目や新技術の導入、新たな販路の開拓や直売、輸出等への取り組み、農産物加工の取り組み、観光農園や農家レストラン等への取り組み、また、これらに準ずる経営の改善・発展に向けた取り組みなど、継承した経営をさらに改善・発展させる新しい取り組みを行うことにより支援が受けられることになります。

繰り返しになりますが、親元就農チャレンジ支援金の対象を広げる柔軟な対応につきましては、総合的に検証し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 再々質問をさせていただきます。

しつこいんですけども、親から子へ事業継承を予定している人と、おじからおいへ事業継承を予定している人とは何が違うんでしょうか。農業後継者という立場は同じであり、今後、旭市の農業を牽引していくリーダーとして活躍してくれる貴重な人材です。親が農家でないから、おじから事業継承するあなたは支援金の対象ではありませんというのはおかしいと私は思うのです。今まで何十年も旭市の農業を支えてくれた方から事業継承をするの

です。その功績に報いる気持ちは本市にはないのでしょうか。

きっかけはとても大切です。親元就農チャレンジ支援金がきっかけで農家になってくれれば、農家じまいをする農家が減り、耕作地の放棄も免れます。食料安全保障という観点からも、質の高い本市の農産物の安定供給に寄与してくれます。結婚して子どもが生まれれば、少子化への歯止めにもつながります。親元就農チャレンジ支援金の要件を第3親等まで拡大することで、様々なよい効果が連動して起きることが期待できます。

僅かな可能性であっても、農業後継者を増やすための施策を推進していくべきと思うのですが、重ねてお聞きします。親元就農チャレンジ支援金の要件を第3親等まで拡大することはできないのでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 親元就農チャレンジ支援金は、県内では旭市のみの取り組みでございまして、制度を開始して5年目になります。これまでの事業効果などを総合的に検証し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ぜひ前向きなご検討を、課長、よろしくお願いいたします。

当初の答弁の中に、他産業とのバランスや事業効果などを総合的に検証する必要があるもので慎重に検討するとの回答があったと思うんですが、中小企業や個人事業主の皆さんも後継ぎがないという話はたくさん耳にします。50歳を過ぎて廃業に向けて積立てを始めたという友達もいます。子どもに安心して後を継がせることができる企業は、市内においても僅かであろうかと思われます。他産業とのバランスを取るということでしたら、市長、中小企業や個人事業主の後継者への支援金も新設したらいかがでしょうか。

旭市商工業後継者育成事業補助金は、個人に対する補助金ではなく、育成を目的とした補助金なので使用用途が違います。しかしながら、農業と他産業を同じ土俵で考えるのはいかなものかと私は思っております。人は食べ物と水がなければ生きていけません。食べ物を生み出すのは第1次産業に従事する方です。戦争や何らかの要因によって、海外からの農産物輸入がストップしたらどうなるのでしょうか。食べ物の価格が高騰し、キャベツが1玉1,000円、米は1キログラム2,000円という状況が起こらないという保証はどこにもありません。親元就農チャレンジ支援金の範囲を広げれば、農業を志す方のきっかけになるかもしれ

ない。農家が減ったら大変なことになりますよということをお伝えして、次の質問へ移ります。

2項目めの（2）について、地域おこし協力隊の農業分野での採用についての前向きなご回答をととてもうれしく思います。引き続き、よろしくお願いいたします。回答は結構です。

2項目めの（3）について再質問いたします。

先日、共和地区の地域農業の将来を考える座談会に出席させていただきました。将来の不安や展望、地域農業の現状や課題、特色等について活発な意見交換がなされました。出荷組合や農業生産法人という個々の団体の中での意見交換はこれまでもなされていたと思いますが、オープン形式で地区の農業全体の座談会が開催できたという点で、とても有意義であったかと思われます。

今回の話合いは序論であるかと思いますが、今後、各論についての話合いはどのように予定しているのでしょうか。土地の集約化は農地中間管理機構で行い、貸借も先導するようですが、先祖伝来の、それこそ椿海が干拓されてからの農地、先祖の血と汗が染み込んでいる農地を簡単に貸借できるようにはとても思えないのですが、今後の予定について教えてください。

また、集約化と立ち退きは強制ではないようですが、1ヘクタールや50アール規模の田んぼが広がっている地域は集約化がしやすい場所であると思われますが、その真ん中に20アールほどの有機栽培の田んぼがある場合は立ち退きを迫られるのでしょうか。

また、1ヘクタールや50アール規模の畑が広がっている地域の真ん中に10アール程度の畑で、おばあちゃんが少量多品目の野菜を育てている場合、立ち退きの対象になるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 初めに、今後の予定であります。まずは各地区の話合いを踏まえた地域計画案を作成し、関係機関の意見聴取を経て、令和7年3月末までに計画を策定し、公表いたします。来年度以降は、策定した地域計画に基づきまして、農地を将来にわたり適切に利用していくための取り組みを進めながら、話合いによる見直しを継続してまいります。

集約化は、農地の出し手、受け手の双方の合意に基づき進めていくものであります。今後とも集約化の必要性の周知に努めるとともに、各地区での話合いなどを通じて、関係者の意見を伺いながら地域の実情に応じた集約化の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、小規模な有機農業や少量多品目栽培についてのご質問でございますが、これらは地域農業の多様性を支える重要な経営形態として認識しております。地域計画の策定において立ち退きといった概念はなく、大規模な農地の中に位置する小規模農地であっても、地域での話し合いにより耕作を続けることができます。有機農業や少量多品目栽培についても多様な経営形態の確保や育成への取り組みとして地域計画の中でしっかりと位置づけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁ありがとうございます。再々質問させていただきます。

我が国の農業施策は、大規模化、集約化、効率化、機械化、スマート化というキーワードを散りばめた輝かしい方向性を打ち出しております。やる気がある農家、大規模化を目指す農家、稼ごたい農家へ補助金を投入し、体力をつけさせ、食料安全保障という旗の下、農業をもうかる産業にすべく努めておりますが、依然として農業後継者は足りず、耕作放棄地は拡大の一途をたどっております。

ここ20年ほど、我が国の農業施策を私は農家という視点からじっくりと見てきましたが、農地を集約化することで諸問題が解決される可能性は低いのではないかと感じております。集約化をしつつ、理想とする地域農業の将来像をしっかりと地区ごとに打ち出し、推進、実行するお手伝いを行政が本腰を入れて同時に行えば、農家のやる気を引き出し、収入も増えて後継者が増えることにもつながります。果樹や高収益作物、条件にもよりますが有機農産物、それらを輸出作物として付加価値をつけて販売するメソッドの構築を市が率先して、またサポートしていく。そういったことをやってほしいです。

成田の第3滑走路が2029年3月末に完成します。新たに3万人の雇用が増えるそうです。あわせて、世界一の品質を誇る我が国の農産物の輸出量が増えることが期待されております。販路を独自に開拓し、スーパーや小売店、生協や飲食店と直接取引をする若手を中心とした農家が本市で増えてきた一方で、従来どおりの販路しかない農家が大多数です。販売価格は芳しくなく、飼料、肥料、資材等の生産コストは高騰を続けております。多くの農家が先行きに不安を抱いております。

市長にお伺いします。移住・定住、新規就農に対する市独自の補助金を設定し、人口減少や農業従事者の減少対策に力を入れていることは、とても評価すべき施策であると思います。

しかしながら、第2、第3の矢を放っていかなければ抜本的な対策にはなりません。地域

計画は、10年先を見据えた農村づくりの一端でしかないと思います。10年先を見据えた市全体の農業施策について、市長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） それでは、私からは10年先を見据えた市全体の農業政策についてご答弁申し上げます。

10年先を見据えた農業を考えますと、今後、さらなる少子高齢化や人手不足により農業従事者が減少する中、担い手への集積・集約化が進むことにより、農家1戸当たり、経営体1戸当たりの経営面積は増加していくことが考えられます。

現在の農地を次世代に適切に引き継ぐためにも、本年度策定する地域計画を活用し、将来の農地利用や地域農業の在り方を明確にするとともに、今後も地域の話合いを基本とした計画の実行と見直しを進めてまいります。

農業政策といたしましては、農地の集約化や大規模化を推進し、低コスト化や作業効率の向上はもちろん、デジタル技術の活用などスマート農業の推進も欠かすことができないと考えております。これまで個々の農家の知識や経験に頼っていた農業生産もDXを進め、AIやICTなどの最先端技術を活用することにより、少ない人数で高い生産性を維持できるようにしていくことが重要であると考えております。

市といたしましても、これらの導入を積極的に支援するため、各種補助事業の活用を推進してまいります。

また、議員からもお話がありましたように、成田空港の機能強化に合わせて、成田空港を活用した農産物の輸出についても、企業とのマッチングなど積極的に後押ししていきたいと考えております。

今後も農業を取り巻く社会情勢や世界情勢、国の動向などを注視しつつ、全国でもトップクラスの市内の農家の皆様との対話を重視しながら、ともに将来の旭市農業をさらに発展させるよう農業施策を推進してまいります。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁いただき誠にありがとうございます。

令和2年度の農林水産省の農林業センサスの数字によりますと、市内の農業従事者の70代以上の割合は37.8%です。60代が26.9%、合計すると64.7%です。10年後には半分以上の農家が農業を辞めている可能性があります。

落花生とでん粉芋しかつくっていなかった当時の旭市が施設園芸にかじを切ってビニールハウスが続々と立ち始めたくらいのインパクトを与える方向転換は難しいかもしれません。

しかし、小規模農家や高齢の農家でも栽培することができ、輸出作物として市が取りまとめをするようなアクションを起こすことは可能であるかと思います。

旭市の農家が笑顔で健康で働き続けられるような施策を市長にお願いいたしまして、私からの質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５０分

再開 午後 １時 ０分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 崎 山 華 英

○議長（飯嶋正利） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（６番 崎山華英 登壇）

○６番（崎山華英） 議席番号６番、崎山華英です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、令和６年第４回定例会における一般質問を始めます。

項目は、大きく４点質問いたします。

一つ目、就学前健診・児童発達支援について。

先日、市教育委員会へ、市内小・中学校における支援学級在籍児童・生徒数の状況を伺ったところ、９月１日現在で全体の４,２６５人中４００人、およそ１０人に１人のお子さんが支援学級に在籍をしているという現状が分かりました。市内において、年々、子どもの数は減少している一方で、発達支援が必要な児童は増えている傾向です。

発達の遅れによって学習や日常生活での困りは、学校でのいじめや不登校につながるケースもあるため、学校の集団生活に入った後にお子さんがぶつかりそうな壁があらかじめ分か

るのであれば、それをできる限り軽くするためにも、就学前の段階でなるべく早めに気づき、お子さん本人やその保護者に対して包括的な支援を行うことが必要です。

それには、児童の発達に関する不安を専門的に相談できる場や支援体制が、就学前までの段階で十分確保されていることが重要と考えます。

そこで、（１）本市では、お子さんの発達に関して心配を抱えている家庭、実際に支援が必要と思われる児童を把握する機会が市内でどのような場、タイミングであるか。また、実際に専門的な児童発達支援サービスを受けるには、どのような条件があるか。

続いて、二つ目、グリーフケアについてです。

グリーフケアとは、死別の悲しみを抱える遺族へのサポートを指します。今回はその中でも、特にお子さんを亡くされた場合のグリーフケアについて質問いたします。

厚生労働省が行っている子ども・子育て支援推進調査研究事業において、令和３年度出された子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究の報告書によると、子どもを亡くした家族へのグリーフケアについては、支援体制の整備や強化が望まれているが、一方で、その整備状況は、それぞれの自治体や医療機関等の現場において異なっていることが指摘されていること、また、子どもを亡くした家族の支援ニーズは多岐にわたり、そうした多様な相談ニーズに対応できる相談支援も様々である一方で、悲嘆に暮れる当事者が自分で適切な相談先にたどり着くのは容易ではなく、自治体には、より適切な支援につなげるハブとしての役割を果たすことが期待されると書かれています。

そこで、本市の場合、どのような体制となっているのか、お尋ねいたします。

（１）本市では、子どもが亡くなった場合に、遺族に向けてどのような支援を行っているか。

三つ目、おひさまテラスについてです。

おひさまテラスは、2022年４月のオープン以来、市内外から多くの方が利用し、施設内の設備の充実といったハード面だけでなく、そこで企画されるローカルチャレンジャーや子ども創造部など、子どもから大人まで様々なことに挑戦ができるワークショップの開催など、ソフト面においても、生涯活躍のまち多世代交流施設としての目的達成に向けた事業努力がされていることを、ある一定度高く評価しています。

私自身もおひさまテラスで開催されるイベントに参加したり、逆に自分が主催するイベントや研修や会議を行う場所として活用させていただいたり、訪れる機会が多い中で、スペースによってはもったいないと感じたり、まだまだ充実度を高められるのではないかと感じ

る部分があります。

そこで今回、おひさまテラスの中でも、コワーキングスペースとベビーキャンプの2か所のスペースについて質問いたします。

(1) コワーキングスペース及びベビーキャンプのこれまでの利用状況をお尋ねいたします。

続いて、最後に四つ目、本市の保育施設において、不適切保育が疑われる事案が発生した場合の対応について。

不適切保育については、令和4年12月定例会でも質問をさせていただいたところではありますが、ちょうどその頃から全国各地において、不適切保育に関する事件が報道で取り上げられるようになり、不適切な保育、指導という言葉が、世間一般に浸透されたのではないのでしょうか。

そして、そういった事態を受けて、こども家庭庁では、昨年、令和5年5月に、不適切な保育の防止及び対応のための保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインを公表しました。本市における保育所等における虐待等が発生した場合の対応について、今年になり、市民の方からいただいた相談を機に再度質問したいと思い、今回、再び取り上げさせていただきます。

まず初めの質問として、(1) 市内において不適切保育、虐待等が疑われる事案の通報、相談件数の直近3年間の数字をお伺いいたします。

1回目の質問は以上となります。再質問は質問席で行います。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは私のほうから、1の就学前健診・児童発達支援についての(1)と大きな2番のグリーフケアについての(1)について、初めに回答させていただきます。

ご質問のほうでは、発達支援が必要な児童の把握と支援についてということで、児童を把握する機会ですとか相談ができる場というような質問でございました。

乳幼児の発達を把握する機会としまして、乳幼児の健康診査がございます。乳児や1歳6か月児、3歳児の健康診査は、本市では小児科の医師が担当しておりまして、健康状態や発達に関する専門的なアドバイスを提供しております。

さらに、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月の健康診査では、子どもの発達の専門職で

ある心理相談員または言語聴覚士を依頼しておりまして、その場で相談ができる体制を整えております。

子どもの発達に関する相談の窓口としましては、健診時の相談のほか、子育て世代包括支援センターや健康づくり課の母子保健班での随時の相談によりまして、必要な支援の場に結びつけているところでございます。

発達の遅れなどの心配がある場合の支援の場としましては、市で行っております親子遊び教室やことばや発達の相談、障害児の通所サービスである旭市こども発達センターがございます。

続いて、2のグリーフケアについてでございます。

お子さんが亡くなった場合に、遺族に向けての支援というご質問でございました。

市では、現在、ホームページにおいて流産・死産でお子さんを亡くされた方へ向けたホームページを作成しまして、相談窓口やサポート団体などの情報を掲載してございます。

また、お子さんを亡くされた方からの相談があれば、子育て世代包括支援センターや健康づくり課のほうで、随時、傾聴させていただくとともに、必要に応じまして専門の相談機関をご案内させていただいているところです。

健康づくり課からは以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは私からは、1の（1）支援サービスを受けるに当たって必要な条件につきましてお答えさせていただきます。

児童発達支援は、児童福祉法に基づく通所型の福祉サービスです。

それでは、必要な条件をサービスの利用の流れに沿って説明させていただきます。

まず、利用に当たっては、保護者の方から市社会福祉課窓口へ申請していただきます。その際、療育手帳などの障害者手帳または療育が必要な状況であると医師や心理相談員が判断したことが分かる書類にて、お子様に療育が必要な状況を確認させていただきます。

続いて、児童発達支援センターや障害児相談支援事業所にご相談いただき、事業所がサービス利用計画書を作成し、市へ提出していただきます。それらの書類に基づき、市から通所受給者証を交付いたしますので、利用する事業所との契約が済みましたら、支援サービスの利用が可能となります。

なお、利用者負担はお子様の年齢や世帯の所得状況によって異なりますが、負担なしから月の上限額または1割の低いほうの金額で利用できます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは私からは、質問の2番目、グリーフケアについて、窓口の届出があった際の対応について回答いたします。

市民生活課では、死亡届の手続きに来られた方に、死亡に伴い必要となる手続きをまとめた、おくやみハンドブックをお渡ししています。

死産届の提出があった際には、母子健康手帳情報を管理している健康づくり課へ連絡し、情報の共有を図っております。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは企画政策課からは、大きな項目の3、おひさまテラスについての（1）コワーキングスペースとベビーキャンプの利用状況についてお答えいたします。

それぞれの令和4年度と令和5年度の利用人数について申し上げます。コワーキングスペース、こちら共有スペースと個室を合わせたものですが、令和4年度は707人、令和5年度が1,052人です。ベビーキャンプですが、令和4年度が328人、令和5年度が658人です。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは私からは、4項目め、不適切な保育について、市内で不適切保育が疑われる相談等の件数について回答させていただきます。

市内の保育施設におきまして、市が把握した時点で、人格を尊重しないような関わりや子どもへの乱暴な関わりではないのかと疑われるような相談や情報提供のあった件数は、令和4年度に2件、5年度に4件、6年度は今までで3件でございました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。順番に再質問をさせていただきます。

就学前健診・児童発達支援について、相談ができる機会でしたりとか、支援を受けるにはどのような条件があるのかということで答弁いただきました。

様々市のほうでも、乳幼児健診の機会ですとか、いろいろな場でそういった児童を把握する機会があるということなんですけれども、また、今、答弁にはなかったんですけれども、こちらは県の事業ということで、公立保育所と一部の私立保育園のほうにロザリオの聖母会

の職員の方が巡回して回ってくださって、言語聴覚士の方ですとか臨床心理士、保健師の方が年に何度か回ってきていただいているようです。そういった機会でも保育士の先生のアドバイスですとか、それに合わせて園児の様子を見て、そこでも把握をしていただいているということもあるようです。

ただ、それが一部の園ではやっていないということを伺っていますので、できましたら、まだそういった巡回をやっていないという園に対しては、なるべくそういった巡回を活用してくださいということで、働きかけをしていただけたらいいなと思っております。ありがとうございます。

また、支援を受けるために条件を教えてくださいましたが、様々な手続きを経て、受給者証があるということが条件ということで、なかなかそこまで行くのってよっぽどのかなとか、結構ハードルが精神的にもちょっと高いのかなと思います。

今、受給者証の有無を関係なしに発達に関する相談ですとか、必要に応じたトレーニングも受けるところが、民間の事業所ですけれども市内のほうにあるようなんですね。未就学児の子育て世代を中心に、できたらそういった場所の周知をもっと徹底していただいて、また可能であるならば、ちょっと民間事業所ということで、やっぱり全て一律に利用料がかかってしまいますので、使いやすさを考えれば、そういった利用料の補助を検討していただけたらなと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 市内にはでございますけれども、発達についての相談のできる事業所としまして、心理相談員のいるロザリオ発達支援センターやとうかいこども家庭支援センター、そして今、お話がありました「こどもす」がございます。保健師が相談の場等を持ちまして、そういった施設の情報提供を行っているところでございます。

民間事業所への利用料の補助というお話でございますが、無料で相談できる事業所のほうがございますので、1か所だけとか、そういったところでは、今現在のところは考えておりません。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） できましたら近年の学校の状況ですとか、児童発達支援へのニーズを考慮するならば求められていることだと思いますので、旭市独自の子育て支援策として、また学校における諸課題の減少策としても、検討いただきたいと思います。

先月末の読売新聞の記事ですが、「こども家庭庁は来年度から、発達障害の可能性を見極めるのに有効な「5歳児健診」の普及に乗り出す。早期に障害がある子どもを支援し、症状の改善につなげるのが狙い。健診に必要な医師らを確保する費用や研修費を自治体に補助し、14%にとどまる実施率を2028年度までに100%にすることを目指す。」とあります。

現在、多くの自治体では、3歳児健診と入学直前に行う就学前健診の間で子どもの健診が行われない空白期間があり、本市も同様の状況であります。発達の遅れなどの早期発見、支援を目的に5歳児健診の実施を始めている自治体も既に出てきている中、本市における今後の5歳児健診実施の予定があるのか、見解をお聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 5歳児健診につきましては、今、議員からお話しありましたように、実施のほうが推奨されているところでございます。実施につきましては、医師会や旭中央病院とも協議を行っております。

しかしながら、子どもの発達を適切に診断できる医師の確保が困難なことや、フォローアップ体制の整備が十分ではないということから、難しい状況にございます。

今後も他市の実施方法など様々な事例などを研究しまして、実施に向けて検討を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。やはりここでも小児科医の不足といった課題があるんだなということが分かりました。

また、フォローする、支援の受皿というところも不足しているということですので、できましたら早期にそれが実現できるように、やっていただきたいと思っております。

先日、児童発達支援を専門にされている臨床心理士の方からお話を伺う機会がありました。仮に同じ発達に遅れがある子ども、療育を受けてきたか受けてなかったかによって、その後の社会生活に大きく違いが出るそうです。

また、周囲の理解というものも重要であり、子どもの困難を理解できずに対応すると、二次的な障害が出たり悪化の一途をたどるということで、いかに早く子どもの特性を分かっていることと、周囲の関わり方が重要ということが分かりました。

ちょっと話は変わるんですけども、就学前健診、実はうちの一番下の子が今度、小学校

に上がるので、先日、10月に子どもの就学前健診に参加してきましたんですけれども、その中で保護者が待っている時間というのが2時間から3時間、すごく待機時間がありました。緊急の場合に備えてすぐ駆けつけられるようにということなんですけれども、その時間を何か活用できないかと感じたところで、せっかくならこの待ち時間を活用して、保護者にとって児童発達に関する講習の機会をつくることができないかと思いました。これまで上の子どももいますけれども、その子どもたちの成長を見ている、保育園よりも小学校に上がってからの方がお友達同士のトラブルや困り事があったり、周りでも聞いたりする機会が多くなったように感じています。

そして、先日、臨床心理士の方からもお話を伺った上で、学校はもちろんのこと、保護者の中でも事前に発達障害について共通の理解があるということは、一つ大切なことなのではないかなと思いました。周りの理解があるということは、発達に不安のあるお子さんやその保護者が陥ってしまいやすい孤立を防いだり、子ども同士のトラブルを減らすことにもつながるのではないのでしょうか。

臨床心理士などにご協力をいただいて、就学前健診の待ち時間を活用し、児童発達について理解を深める場づくりについて、今後、検討できないか、お尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 就学時健診の待ち時間の活用につきまして、現在、その待ち時間を活用して保護者向けの説明を幾つか行っておりまして、具体的には成長に合わせて一貫した指導・支援が引き継がれることを目的とした旭市就学支援ステップシート、そのほか経済的事情でお困りの方に対する就学援助制度、また、放課後児童クラブ利用希望者に対する利用申請などの説明を行っております。

また、学校によりましては、学校給食の献立やカロリー、子どもの栄養などについて講演を栄養教諭に依頼して行っているところもございます。

児童発達支援の専門家らの話を聞く機会をとのご提案ですが、保護者の方にそういった児童発達について理解を深めていただくことは重要なことと考えておりますが、保護者のニーズなども把握しながら、今後、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。確かに入学に向けての説明もあったんですけれ

ども、結構かなり序盤に終わってしまって、もうただひたすらに椅子に座って2時間、3時間と待っている時間が、本当に周りのママとも何かもったいないよね、この時間というふうな話をしていたので、ぜひ有意義な時間になるように活用を検討していただけたらと思います。では、児童発達に関してはこれで以上となります。

続いて、グリーフケアについての質問に移りたいと思います。

今、子どもが亡くなった場合の遺族に向けての支援について回答いただきました。ホームページのほうに一応相談窓口の案内とかはあるんですけども、やはり自分で調べてみないととか、まさか相談できるところがあるというのをまず分からないと、なかなかそこにたどり着くというのが難しいのかなと思いますので、できればプッシュ型で何かお声がけできるような機会があればいいと思い、質問をさせていただきました。

先ほど厚生労働省からの報告書で述べたとおり、グリーフケアというのは、どのような支援が必要なのか、ご遺族本人の感じ方とか、家族構成など様々な環境によって異なるため、全てを網羅する相談体制を市が整えるというのは難しいと思いますので、まずは対象となる方が支援にたどり着く最初のきっかけになるべきだと思います。

そこで再質問です。

まずは、自治体として子どもの死を把握する体制が最も必要と考えますが、本市では把握ができていますか。子どもといっても様々な年代層がありますけれども、例えば流産、死産の場合もありますし、未就園児なのか就園児なのか、小・中学生、中学校を卒業した16歳から18歳までのお子さんと、年代ごとに把握の違いですとか抜け落ちなどが起こり得るのか、そのあたりのことをお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 通園中の乳幼児や小・中学校の児童・生徒の場合、保育所や学校を通じて、子育て支援課や教育委員会が把握することとなります。また、乳幼児健診の情報、保育料や子ども医療費の情報、学籍情報などは、全て住民基本台帳情報と連携しておりますので、それぞれの課の事務処理において死亡を把握することは可能となっております。義務教育を終えた年齢につきましては、国保や奨学金など、その方の利用している手続きのある課では、同様の方法で把握することが可能です。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。就園していたり就学期などは、行政と密につながっている年代であれば、もちろん早期の把握ですとか、支援のためのつながりを持つということは簡単だと思うんですけども、やっぱりそれ以外の年代ですと、一応住民基本台帳ということで死亡届が出る時点で、把握はできますけれどもなかなかそういった支援につながるつながりというのが取りづらいのかなと思いました。

そういったところで、少なくとも死亡届が出るはずですので、そこで届出がご遺族本人ではなかったり葬儀の業者の方であったりするケースが多いということをお聞きしたんですけども、直接行政側からご遺族のほうにお声がけする機会がない場合であっても、案内等をお渡しするということはできるのかなと思います。

現在、市で、先ほどご答弁いただきました死亡届出時におくやみハンドブックをお渡ししているということでしたので、それと一緒にグリーフケアに関する相談窓口などの情報をお渡しすることについて、検討できないでしょうか。

また、現在は特別グリーフケアを専門とした相談窓口はないということですが、まずは基本的な支援の入り口となるようなグリーフケア相談窓口を本市で設置できないかについて、あわせてお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） グリーフカード等につきましては、グリーフケアやサポートに関するリーフレットのほうを作成しまして、届出があった時点で配布をしていきたいというふうに思っております。

また、遺族の方への相談窓口のほうは現在ございませんけれども、お子さんが亡くなったという場合の心の相談というところでは、子育て世代包括支援センター、また健康づくり課のほうでお伺いすることができますので、ご利用いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。配布に向けて動いていただけるということで、ありがとうございます。

今回、定例会において、子ども家庭センターの窓口設置に向けた改修、補正予算も上がってきているということで、その子ども家庭センターの機能の一つとして、グリーフケアに関しても相談できるようになるのかなと思いました。

また、そこで相談ができるよということがきちっと分かるような体制でお願いできたらいい

いなと思います。

最後に、補足的に質問をさせてください。

お子さんが亡くなられた場合に、その後の予防接種や乳幼児健診等の案内が届いてしまうと、大変苦しい、つらい思いになる方もいらっしゃるということです。その場合、案内が行かないように早急な対応、配慮をしているのか。また、死産・流産された場合であっても、分娩はお子さんの生死にかかわらず母体は変化しますし、様々な体のトラブルに悩まされることもあります。そういった場合に、産後ケアのサービスが利用可能であることについての案内は十分行っていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 予防接種や健康審査の通知につきましては、住民基本台帳と連動しておりますので、通常、亡くなられたお子さんに通知することはないというふうに考えております。

また、産後ケアのほうですけれども、こちらのほうは流産・死産の場合でも産後ケアサービスの利用は可能という状況でございますけれども、現在のところ、その委託機関が産科の医療機関ということもありまして、産婦や赤ちゃんと一緒に空間になるということで、心理的に利用が難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。現在、産院に行くことが必要ということで、今後、訪問型の産後ケアサービスもぜひ検討いただけたらいいなと思います。よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 答弁漏れで。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 申し訳ございません。産後ケアにつきまして、現在、流産や死産の方も利用しやすく、より多くの方が安心して産後ケアを利用できるように、現在、訪問型のほうも検討しているところでございます。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。すごく助かると思います。なかなか体も大変な

時期だと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、みらいあさひおひさまテラスのほうに進みたいと思います。

コワーキングスペースとベビーキャンプの利用状況についてお伺いしました。見た感じですと、恐らく年間営業日数、ざっくりでも300日とかで考えても、コワーキングスペースの場合、1日3人ぐらいで、ベビーキャンプのほうは1日2人ぐらいかなという状況なのかなと感じ取れました。ただ、平日、休日ともにどちらも誰もいないような状況もよく見受けられるので、もう少し利用のほうが活性化すればいいのかなと思っているところです。

まず、コワーキングスペースについてなんですけれども、このスペースは有料なんですけれども、そこを利用しなくても中央のエリアで机と椅子がありますので、結構そちらのほうでパソコンを開いて作業をしていたり、読書をされている方をよく見かけます。

そこで、このフリースペースとは別にコワーキングスペースが有料であることのメリットというのは、それをどのように考えているのか、あわせて今後、さらに利用者を増やす工夫が必要だと思っているんですけれども、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） おひさまテラスですが、これは気軽に立ち寄れる商業施設の中に立地していることや、天候に左右されずに子どもが遊べるスペース、また、趣味の充実や仕事や勉強など、様々な目的に対応したスペースがあることから、市内外を問わず、多くの方にご利用をいただいております。

有料のコワーキングスペースのメリットですが、こちらは遮音性が高く、個人のスペースが確保されることにより、勉強や仕事により集中できること、フリースペースの利用と比べてベビーキャンプをより長く利用できることなどが挙げられます。

利用者を増やす対策としましては、昨年度も実施しておるんですが、受験生を応援する企画としまして、コワーキングスペースの一部無料開放を昨年度よりも長い期間、冬休みが始まる今月24日から来年2月末まで実施する予定であります。

また、千葉県が実施しておりますワーケーション事業、こちらに協力するなど、積極的に情報発信にも努めているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。ベビーキャンプが利用できるというメリットと

かもありますし、かなり中の遮音性もありますので、集中してお仕事できるということはあるかなとは思うんですけども、このスペース、共有スペースもあって、全然知らない人とか他人の方が隣同士で仕事をできるという環境でもあります。単にリモートワークができるだけではなくて、共有スペースがあることから他業種間の交流が生まれ、新たなビジネスの創出などを目的にしていたのではないのかなとも思います。

入室料がかかるだけの設備ということはある程度理解できるのですが、共有スペースだけは無料にできたりはしないのかなというのは検討いただきたいと思っていますところ。受験生に向けて限定的に無料開放しているということですが、もう少しあそこを利用するハードルが低くなればいいのかと思っています。

ベビーキャンプが今、利用できるということでしたけれども、ベビーキャンプを併設しているという強みを生かして、コワーキングスペースの一部を使って都市部から民間企業のサテライトオフィスを誘致したりですとか、そういった自治体もあるようですので、地元に住みながら子育て中の女性も都市部に本社があるような企業で働くことが可能な場とか、ああいうところにつくれないかなど、場所ができただけでまだ使いこなせている市民が少ないなと感じておりますので、十分活用できるように、さらに踏み込んだ工夫、戦略を要望して、3回目の質問は、ベビーキャンプのほうに移りたいと思います。

ベビーキャンプの自由開放、要は誰も預かりを実施していない時間帯に、保護者と一緒に自由にあの中で遊べるような時間帯があるんですけども、それが結構そのおひさまテラスに行かないと自由開放しているのか、していないかというのが分からないので、困っているというお声をよく聞きます。預ける目的はないけれども、あそこで結構遊べるようなおもちゃだとか絵本がいっぱいあるので、親子で入れるならそこで遊びたいという方も結構多くいらっしゃるようでして、その自由開放のタイミングがもし、おうちにいてもオンラインで、ウェブ上で分かれば、とても便利だと思うんですけども、もちろん当日急な預かりとかが発生する可能性はあると思うんですが、オンライン上である程度目安として現在の運営状況を見られるようにならないかということで、3回目の質問をさせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） ベビーキャンプの空き状況や予約が入っていない場合に行われます自由開放の実施状況を、おひさまテラスホームページなどでオンラインでリアルタイムにお知らせするには、まず技術的な課題がありますので、すぐに対応は難しい状況です。

現在ですが、予約をしていただいたお客さんを預かっている場合、館内に案内看板を表に掲出しております。まずはこの看板の写真をおひさまテラスのSNSに投稿してお知らせするなど、対応可能な方法を検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員

○6番（崎山華英） ありがとうございます。案内看板を多分インスタのストーリーズとかで流して下さるのかなと思うんですけども、それもそれできっとスタッフの方の手間とかも、もしかしたら出てきてしまうかなという課題もあるかもしれないので、もし技術的にもっとできるものがあれば、検討していただきたいなと思います。

最後の質問として、ベビーキャンプなんですけれども、今のところこのおひさまテラスの中の利用、当初は有料スペースを利用した方だけが使えるという条件だったところが、今はちょっとやっていないですけれどもカフェ利用ですとか、特に有料のスペースを借りなくてもベビーキャンプを使えるよということで、今、条件を少しずつ緩和してきているところとは思いますが、できたら私としての理想は、その下のイオンタウンの食品売場で買物をしている間にお子さんを預けられるというのが一番いいなというふうに思っていて、結構夕方とか私も買物に行くんですけども、小さなお子さん連れで、イオンタウンだけではないんですけども、夕方にスーパーに行くと、本当に疲れた顔をしてお子さんが泣いている中、一生懸命買物をしているお母さん、すごくよく見かけるんですね。そういった方がちょっと20分でいいから、有料でもいいからって預けられたらすごく助かると思うんですけども、下の食品売場ですとか、買物利用での利用客用に託児のこのベビーキャンプをサービス実施できないかについてお尋ねいたします。できたら時間は6時までがいいです。今、15時までしかやっていないので、18時までにちょっと延長していただけたらすごく助かるなと思っています。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、ベビーキャンプの設置目的になりますが、これは多世代間の交流促進を目的として設置しているおひさまテラスで、施設利用者が施設内でのイベントやセミナーへの参加、テレワークなどを行う際、お子さんを一時預かりすることで、施設を利用する子育て世代の自己実現や館内での交流などをサポートすることになっております。

ご質問の館外利用までの拡大につきましては、施設の設置目的からそれてしまうことから、

慎重に見極めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。でも、そういった一見おひさまテラスに関係ない利用の仕方であっても、平日はそうやって夕方に預けたことで、おひさまテラスというところがあるんだな、ちょっと休日は子どもと一緒に使おうかなとか、今度は有料スペースを使ってキッチンでお料理教室をやってみようかなと、そういったところに広がりが出てくるかもしれないので、そういった様々な可能性を見越して、ちょっと柔軟に検討いただけたら大変助かります。ありがとうございます。

そうしましたら、最後の保育施設のほうの質問に移りたいと思います。ありがとうございました。

本市の保育施設において、不適切保育が疑われる事案の対応についてということで、初回の質問で、市内の不適切保育、子どもの人格を尊重しないような関わり、子どもへの乱暴な関わりが疑われるような相談件数ということで、令和4年度が2件、令和5年度に4件、令和6年度は今まで3件ということでした。

件数自体は少ないんですけども、というのは実際、お子さんの様子とかお子さんから直接聞いたりとかしない限り、気づきにくいと思うんですよね。ただ、相談があるということは、そこに気づけるほど重大な状況である可能性があるかと認識して、真摯に対応をしていただきたいと思います。

そこで再質問です。

不適切保育、虐待等が疑われる事案の通報があった場合に、どのように市は対応するのかお尋ねしたいと思います。令和4年12月に行った一般質問でも同様の質問をしたんですけども、その際は公立保育所での対応を伺いました。市内の保育所には公立保育所のほか、私立の保育園、認定こども園などがありますが、それによって対応方法や手順などが変わるのかについても併せて伺いたいと思います。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 市内で不適切保育が疑われる相談があった場合には、当該施設が公立、私立にかかわらず、先ほど議員のお話の中にもありました国のガイドラインに沿って対応いたします。

初動対応としまして、子育て支援課において、速やかに相談者や施設への聞き取り調査を実施し、事実確認を行います。事案の内容により、必要に応じ県と情報共有を行い、不適切保育に該当するかどうかを判断し、連携して、当該施設に対し相談や助言、改善に向けた指導等を行うものとなります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。事実確認、県との情報連携、判断を市のほうで行って、相談、助言も行うということで、基本的にはどの園でも関係なくその対応をされるということですね。

県など他機関と連携することで、役割分担が曖昧になってしまう点が課題と感じております。今回、県の所管のほうにも、実際どういうふうになっているんですかと、不適切保育、虐待等が疑われる事案があった場合の対応についてヒアリングを行いましたが、基本的に園への聞き取りや監査、そして指導など、県で連携することはあっても、最初から最後まで全体的な対応というのは、市が主体で行うべきであるということが分かりました。

他機関に対応をお願いしたばかりに、その間、市では対応が止まってしまって、結局、どこまで行ったのか分からなくなってしまった、止まってしまったということがないように、市のほうではどのように対応を気をつけていくのか、お尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 保育所等の施設に対して、市は子ども・子育て支援法による指導権限、県は児童福祉法や学校教育法及び私立学校法等による認可及び指導権限をそれぞれ持つことから、市と県において発生した事案ごとに対応方針を協議の上、分担・連携して立入検査や指導等を行うことになります。

また、指導後のフォローアップにおいても、当該施設に対する助言・指導を継続的に行うことが重要と考えますので、役割分担が曖昧にならないように、県と緊密に連携を図って対応してまいります。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 連携を密に取っていただいて、最後まで、完結するまで対応していただきたいと思っております。

市内どの保育施設に通っていても、子どもたちには関係がありません。同様に守られるべ

き存在です。

現在、国から出されている保育所等における虐待等対応ガイドライン、先ほども出しましたけれども、県と市町村の役割分担が、やはりガイドラインの中でも曖昧になってしまっている部分があって、そのときの担当者によって解釈や対応が変わってしまうおそれがあります。もちろん市内の園であるならば、公立、私立関係なく市が最後まで管理、対応すべきだと思います。

具体的には、初期の状況把握だけではなくて、それ以外にも園内にほかの問題が隠れていないのかとか、保護者への説明、そしてその後のフォロー、園に対して再発防止が図られているのかの確認も責任を持って市が完了させるべきだと思います。このためには、今後、市として、市が主体になって対応ができるような市独自の保育所等の虐待等が疑われる事案について、対応マニュアル、これをぜひ作成していただきたいと思うところで、強く要望いたします。

市長、これはなぜ私がこの質問をしているのか、ご存じですよ。私は、市の対応に納得ができていないことがあります。すごく重大なことが起きたにもかかわらず、最後まで対応を市のほうでやっていただけなかったと感じています。

国のガイドラインでは、「事案の性質や重大性等に応じ、事案の公表等の対応も判断していくことが重要である。」と書かれています。たとえ後遺症が残ってしまっても、園児が死亡しない限り重大ではないんですか。

また、各自治体においては、当該事案を個別の保育所等の事案として対応するのみではなく、管内の保育所等において、全ての市内の保育所で同様の事案が生じないように必要な対策の検討を行うべきと書かれています。にもかかわらず、きちんと対応できていません。市が主体となって、最後までガイドラインに沿って対応していくべきだったと思うんですが、これはなぜなのでしょう。教えてください。お願いします。

（「ガイドラインがあるのかもわからない」の声あり）

○6番（崎山華英） 国のガイドラインはあるんです。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） まず、市のほうでマニュアルをとということでしたが、国のガイドラインでもそうであるように、発生する事案について、事案ごとに状況や内容など、様々なケースがありますので、画一的に役割分担を決定することは難しいと考えております。

事案が発生した場合には、先ほども申し上げましたが、国のガイドラインに沿って県と緊密に連携をして、しっかりと対応してまいります。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（飯嶋正利） 静粛にお願いします。

崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 突然に質問を変えましたので、答えてはくれないだろうなと思ったんですけども、ご相談いただいた方から、今のお子さんの状況を連絡いただきました。それで、もう今、市内にはいないんですけれども、引っ越されて、市内の保育施設のほうに通われていた、今、年長さんの男の子です。今はお昼前に迎えて、家でお弁当を食べて、また園に送っていくという生活をしています。遠足は、お弁当が憂鬱で2回欠席、遠足に行かないと後悔すると思うけれども、みんなの白いご飯を見ると、ちょっと伏せますね、誰々先生を思い出して吐きそうになる。すごく行きたいけれども、それぐらいお弁当の時間が嫌だ。白いものを見ると、だんだん白いご飯に見えてきちゃうんだよね。俺、何でこんなことになっちゃったんだろう。先日は、お友達がお弁当を食べているところを見て、気分が悪くなり、みんなの前でよだれを吐き、さらにまたトラウマになってしまいました。

ちょっと続くんですけれども、ここら辺で終わりにしますけれども、こうやってこの被害を受けた男の子を、この先の未来の子どもたち、市内の子どもたちのために生かせないのであれば、私はこの自治体で議員をしなくてもいいと思うぐらい、今すごく残念な思いでいっぱいです。どうかこの対応、このまま終わりにしないで、しっかりと決着をつけて、ちゃんと情報を整理して、どういうことが起きたのか、きちんと市としてまとめてやってください。お願いします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 5分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（飯嶋正利） 続いて、永井孝佳議員、登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 議席番号7番、永井です。ちょっと場違いな感じな空気感ですけども、通告してありますので、質問させていただきます。

本日は、4項目5点について質問いたします。

1項目めは、ネットリテラシー教育について質問いたします。

ネットは、生活から外すことができない必須のツールになりました。インターネット利用率は年齢とともに高まり、2歳で約6割、5歳で約8割、12歳以上では約99%が利用しております。言葉が話すことができない赤ちゃんでも、タブレットを使って動画を見ている時代です。

インターネットの利用時間は、内閣府の調査によると、10歳以上の小学生で平均3時間27分、中学生で平均4時間19分です。ちなみに私は、多いときで15時間ぐらいネットにつながっているときもあります。調べ物をするときは一日中ネットサーフィンをしておりますし、この文章も半分はAIがつくっております。

このように、正しく使えばネットは便利ですが、問題もたくさんあります。ネット依存症やネットいじめ、SNSによる性被害、パパ活や闇バイトなど、社会問題になっております。このような被害を減らすために、家庭でネットの使い方や危険性を教えるべきなんですけれども、併せて行政というか教育のほうでも教えていただきたいと思います。

そこで最初の質問になりますが、ネット教育について、当市の取り組みをお伺いいたします。

2項目めは、投票率向上についてです。先日の衆議院選挙、全国の投票率は53.85%でした。旭市は48.95%でしたので、5%の開きがあります。選挙の興味や関心、候補者の数によって投票率は変化しますが、大きな傾向としては徐々に下がっていると思われます。

選挙は、民主主義、国民主権の基本となります。私は、投票率を上げることはとても大事だと思っております。

米本市長も、先日の議会内で民意を酌み取るために、投票率は少しでも高くなるように取り組みたいとおっしゃっておいりました。

そこで、（１）投票率を上げるためのこれまでの取り組みをお伺いいたします。

（２）の質問は、投票所で配布できる物品のルールをお伺いします。投票所で風船とかウエットティッシュなどを配っていたのを記憶しているんですけども、どの程度のものが許されるのか、基準があれば教えてください。

３項目めは、地域意見交換会についてです。

10月21日に総合体育館で、10月23日に海上の公民館で開催されました。市長や課長がこのように勢ぞろいして、市民と向かい合って意見交換をする会があったんですけども、初めに総合戦略の説明が30分ぐらいありまして、その後に参加者から質問や意見や要望が言われました。

そこで最初の質問ですけども、地域意見交換会に参加した人の周知方法と参加者の集め方をお伺いいたします。

４項目めは、団体への補助金についてです。

市では、様々な団体に補助金を出しております。例えば七夕実行委員会やＹＯＵ・遊フェスティバル実行委員会、産業まつり実行委員会、しおさいマラソン大会実行委員会などがあります。

イベントが終了したときに残ったお金、残金について、基本的な考え方を伺いいたします。

以上の質問についてご回答よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは教育総務課から、１項目めのネットリテラシー教育についてお答えします。

市内小・中学校では、主に道徳の授業の中で、インターネットの使い方などを含めた情報モラルについて学習をしております。

その内容ですが、小学校低学年では、情報はよく確認してから伝えることや、自分や友達のことは簡単に教えるはいけないことを、中学年では、情報を発信するときのルールやインターネット使用の際に注意することを、高学年では、ＳＮＳによるいじめや相談窓口、インターネット被害から身を守る方法、インターネットとプライバシーなどについて学習をして

おります。

中学校では、1年生でSNSのルールとマナーについて、2年生でSNSとの向き合い方について、3年生で歩きスマホなどについて学習をしております。

また、授業でインターネットを使用する際に注意することを伝えたり、必要に応じて学級活動などで情報モラルについて学習したりしております。

また、小・中学校により、携帯電話会社や警察官等を外部講師としたスマホ教室などを実施して、情報モラル教育に取り組んでおります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは私のほうからは、大きな2番の投票率の向上についてということで、（1）と（2）のほうを説明させていただきます。

まず、（1）の投票率を上げるためのこれまでの取り組みということでございました。

市の選挙管理委員会では、これまで投票率向上のために街頭啓発の実施、こちらイベント会場やショッピングセンター等での啓発物資の配布となりますが、そちらのほうと、あと選挙啓発標語、選挙啓発ポスターの作品募集を行っております。また主権者教育、こちらは市内高校等での講演や模擬投票などを行っております。また啓発物資の設置、こちらの設置場所は図書館や市役所受付、期日前投票所などに設置しております。また広報車による市内巡回や防災行政無線での投票の呼びかけ、またSNSのXによる広報や、また広報あさひ、市ホームページ、LINEによる啓発、あと投票済証の配付などの取り組みを実施しております。

今後も投票率向上の効果的な手法について、千葉県選挙管理委員会や近隣市選挙管理委員会からも情報収集し、研究してまいりたいと、そのように考えております。

あと（2）になります。（2）の投票所で配布できる物品のルールというご質問でございました。

こちら投票所などで配布されている啓発物資については、特段のルールは定めておりません。市選挙管理委員会としましては、有権者が目にしやすく、投票につながってもらえるような啓発物資として、多くの有権者に配布可能であること、ふだん使いができるものであること、安価であること、また、子ども向けになるものを一定数用意できることなどに配慮しながら選定をしております。ルールのほうは以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは、大きな項目の3、地域意見交換会についての（1）で、開催の周知方法、それとどのような方が参加したのかについてお答えします。

地域意見交換会は、よりよいまちづくりに向け、各区の代表の方々と市が直接意見交換を行う場として開催しています。そのため、地区の代表者として区長へ開催通知を送付し、各区から3名程度の参加を依頼しております。各区からの参加者につきましては、区長へ一任しておりますので、恐らく各区の役員の方などに声をかけていると思われます。また、市職員も参加をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは4項目めの団体への補助金について、回答させていただきます。

補助金は、地方自治法第232条の2に基づき、特定の事務または事業を補助するために交付するものであります。政策目的を効果的に実現するための有効な手段の一つとして、様々な分野で活用されているところでございます。

補助事業の完了後における補助金等の取扱いにつきましては、旭市補助金等交付規則第18条により定められており、補助金等の額が確定し精算を行っていただいた結果、余剰分が発生した場合は、原則として市の会計に戻してもらうものとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） では、ネットリテラシー教育について再質問をさせていただきます。

小学校低学年から段階的にいろいろ教育をしていただいているようです。ありがとうございます。

先日の話なんですけれども、オーストラリアで16歳未満のSNSの使用を禁止した法案が可決しました。世界的にSNSが子どもにとって悪影響を及ぼしているということだと思うんですけれども、再質問になりますけれども、ニュースで子どもが被害者や加害者になっている事件を耳にしますが、千葉県でもそういった事例は増えているんでしょうか。もし把握している情報があれば教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 千葉県の数字は持ち合わせておりませんが、全国の数字でお答えさせていただきます。

警察庁のSNSに起因する事犯の被害児童数の推移等によりますと、全国の小・中学生の被害者数は、令和元年が919件、令和2年が779件、令和3年が801件、令和4年が832件、令和5年が887件と、やや増加傾向になっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 増加傾向ということで、しかもこれは事件化したり発覚したものだけで、氷山の一角なのかなと感じております。

最近では、闇バイトとか薬物などの犯罪にSNSで巻き込まれているような事例もあります。ネットによる犯罪や問題は常に形を変え、増えていっているように感じます。ネットのモラル教育も、アップデートしながら増やしていく必要があると考えます。

再々質問になりますが、警察や専門家によるネットモラル講習会をやっているということですが、もう少し増やしていくべきなのかなと考えますが、その辺についてご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 千葉県では、インターネット上の問題のある投稿を早期発見、早期対応して、インターネットに起因するトラブルから児童・生徒を守ることを目的に、ネットパトロールを常に実施しております。

旭市では、そのネットパトロールからの情報を学校と共有しまして、児童・生徒を指導しております。また、校内にインターネットトラブルや闇バイト等の防止に関わるポスターなどを掲示しまして、啓発にも努めているところでございます。

インターネットの世界は日々変化していることから、外部講師の活用なども含めまして、引き続き対策について検討し、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 引き続き、現状に合った教育をお願いいたします。

最近の若い人たちの中には、新聞とかテレビを見ない人も増えてきました。テレビとかでこんなにもSNSによる犯罪が言われているのに、何でだまされるのかなと思うんですけれ

ども、オールドメディアと、最近、言われますけれども、そういうメディアに触れない方々もいるので、そういう方たちに対しても啓発していく必要があると思います。

4回目の質問になりますけれども、生徒だけではなく、保護者にもネット犯罪情報を周知していく必要があると考えますけれども、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 保護者への周知につきましては、本市ではSNS等はネットいじめ、非行、犯罪被害等の温床ともなって、児童・生徒が被害者にも加害者にもなり得る状況を生み出していることを長期休業前のしおり等で保護者に伝え、家庭でも情報モラル教育に取り組んでいただけるよう、働きかけをしております。

また、入学説明会でインターネットトラブル防止について保護者に話をしたり、スマホ教室に保護者の方も参加していただいたり、あとは夜10時以降はスマホの使用をやめる、フィルタリングをかけるなどのご家庭での約束事を保護者をお願いをしたりするなど、各学校で工夫をして、保護者への啓発に取り組んでいるところでございます。

インターネット犯罪から子どもたちを守るためには、家庭での教育も重要と思われるので、引き続き学校、保護者と連携し、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 課長がおっしゃるように、本来なら家庭がやるべきですけれども、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないようにするために、今後とも引き続きネットリテラシー教育、ネットモラル教育をよろしくお願いいたします。

余談ですけれども、私もネット依存症なので、抜け出すよい方法を知っていたら教えていただきたいです。

では、続きまして、投票率の向上についてに移らせていただきます。

街頭啓発とかポスター、標語とか、主権者教育とか、この主権者教育、とっても大事だと思います。高校生に模擬投票とかやっただいただいていると思いますので、こちらのほう、引き続きよろしくお願いいたします。

様々な取り組みをされているようですけれども、これらの取り組みの効果というか評価などあれば、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは回答申し上げます。

投票率の面だけで見れば、さきの衆議院議員総選挙の投票結果からも、大きな効果を得ているとは言えないと考えております。

市の選挙管理委員会には、選挙人名簿の調整や投開票事務など、選挙を公明公正に執行するための様々な事務があるところですが、そのうち公職選挙法においては、「選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。」と、啓発活動について定められているところでございます。

市選挙管理委員会としましては、このような規定に基づき、紙面、ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用して、選挙に関する周知を図ってきたものであります。

これらの効果測定は難しいものがございますけれども、高校生への主権者教育など地道な周知活動の継続が有権者の政治参加意識を向上させ、将来の投票率の向上に結びつくことを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 様々な活動をされてきたのが分かりました。さらに、その効果の測定というのはやっぱり難しいと思いますけれども、かといってこのままずるずる投票率が下がっていつてしまうのも恐ろしいです。次の選挙とか、今後の選挙に向けて新しい取り組みとか、ほかの自治体で効果的な事例とかもし分かれば、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 近年の選挙執行での取り組みを申し上げますと、令和4年の参議院議員通常選挙において、第1投票所を旭中央病院体育館からイオンタウンおひさまテラスへ変更したことや、令和5年の千葉県議会議員一般選挙から投票済証を発行したことなどが挙げられます。

さきの衆議院議員総選挙においては、投票者が速やかに投票できる投票所環境を整備するため、一部の投票所において、期日前投票所と同じようにパソコンを用いた受付システムを試行導入したところでございます。

来年３月の千葉県知事選挙においては、全投票所においてパソコンを用いた受付システムの運用を開始する予定でございます。この受付システムの運用によりまして、将来、年代、性別ごとの投票状況等詳細な分析データ基盤が整いますので、このデータを用いて調査研究し、投票率向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳） 次回に向けてまた新しい試みがあるということで、引き続きお願いしたいと思います。データを集めていけば、どの世代にどうやってアプローチしていくかとか、そういう根拠にもなりますので、有効な手段になるのではないかと思います。

あと私が感じたのは、今、選挙公報を新聞折り込みで、あとは公共施設とかに置いてあるんですけども、それだと全部には行き届いていないのかなと思います。ちょっと予算がかかることなので、ちょっとすぐには難しいと思いますけれども、選挙公報の全戸配布とか、そういった取り組みなどもありなのかなと感じております。

あとはほかの自治体だと、移動投票所とかオンライン投票などが世間では話題になっています。オンライン投票というのは、ちょっとまだ現実的ではないと思うんですけども、オンライン投票についてのご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） ４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 全国の自治体の中には、いろいろマイナンバーカードを使ったり、セキュリティの性能を確保したインターネット投票、こちらが実証実験で始まったところがあるということは認識しておりますが、こちらについては、まだ公職選挙法において認められた選挙の仕組みではないというふうに、今、考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳） まだオンライン投票は大分先というか、まだまだいろいろ問題があると思いますので、現実的に今できることをやってほしいなと思います。

では、（２）のほうの再質問に移ります。

投票所で配布できる物品のルールは特にないということでしたけれども、あまり高価なものを配ったり、そういう物でつるような方法というのはできないのかなと感じました。安価なものでたくさんの人に配れるものだったら可能ということだったんですけども、例えば

アイドルとかキャラクターのクリアファイルとか、そういったものを配ることは可能なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） お答えいたします。

今、ご質問のアイドルとか著名人等を活用した啓発物資につきましては、配布のほうは不可能ではないと一応判断はしておりますが、本市選挙管理委員会の独自でそのように著名人を活用することにつきましては、やはり費用面においてちょっと難しいのではないかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 市単独では難しいと思いますので、国とか県とかそういうところに働きかけて、少しでも投票率が向上できるような施策を打っていただけたらありがたいと思います。

あと費用をかけなくても旭市にはあさピーというスーパーアイドルがいますので、その辺のクリアファイルとか、多少なりとも投票率が上がったりしないかなと考えております。あしたのジョーという声もありましたので、著作権の関係とかもあると思いますけれども……。

（発言する人あり）

○7番（永井孝佳） すみません、ちょっと待ってください。見失いました。

あと予算の問題とかもあると思うんですけども、例えば抽せんでは誰かに当たるみたいな、そういう方法というのはありなのかどうか、この辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） まず、憲法に定められました選挙の三原則の一つに、誰が誰に投票したか分からない方法で選挙が行われる秘密投票の原則というのが、ご案内のとおりございます。また、あとは選挙人の自由意思によって行われる投票の自由というものも保障されておるところでございます。

それによりまして、投票者のみに利益供与をする形となるような抽せん券につきましては、配布物資としては好ましくないものとされております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そういう物でつるのはよくないということだと思うんですけども、例えば抽せん券を渡して、抽せん券当選者は市長室で市長と15分間お茶をすとか、そういうものだったら可能なのかなと。別にそれに限りませんけれども、そういう物の価値というよりも市長と町に対して語れる権利とか、ちょっと現実的ではなかったですけども、ちょっと言ってみて自分もどうかなと思いましたけれども……。

（「いいアイデアだ」の声あり）

○7番（永井孝佳） 何かそういうウルトラCがあったら、ぜひぜひ考えてみてください。

最後になりますけれども、この中に次の市長選挙に立候補する方がいらっしゃったら、一つお願いをしたいです。次の市長選挙で、分かりやすく具体的で実現可能な公約を一つ入れていただき、当選したらすぐにそれを実行していただくと。それをやっていただくことによって、この候補に入れたらすぐにこれが実現したという、成功体験につながると思うんですよ。誰に入れても同じだって言って、結構選挙を棄権されてしまう人がいらっしゃいますので、この候補に入れてこの人が当選したら、公約がすぐに実現したぞというこの成功体験をぜひつくっていただけたらと思います。ぜひ立候補される方がこの中にいたら、ご検討をよろしくお願いいたします。

では次、地域意見交換会について質問させていただきます。

区長を中心に集めたということですけども、参加人数とか年齢層とか、性別とか、その傾向が分かる数字があれば教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、参加人数からお答えします。総合体育館は102人、海上公民館は83人、合計で185人です。

参加者の年齢層ですが、こちらは正確には把握しておりませんが、区長など各地区の役員の方が多かったことありますので、60歳代の方の割合が高かったのかなと感じております。

性別の割合ですが、総合体育館は男性が95人で93%、女性が7人で7%、海上公民館は男性が78人で95%、女性が5人で5%、合計ですが、男性が173人、94%、女性が12人、6%となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 私もこの10月21日、旭のほうに参加させていただいたんですけれども、課長がおっしゃるように、男性の年配の方がほとんどだったように感じます。何人か女性職員などはいったんですけれども、職員以外だとほとんど男性だったような気がします。

主な質問とか意見は、草刈りをもっとちゃんとしてとか、ここが壊れているから直してとか、あとは広報を全戸配布してとか、そういった意見がほとんどだったように感じます。もっと若い人とか、あと女性の意見が出るような交流会にしたほうがいいのではないかなと感じたんですけれども、ここで再々質問になりますけれども、この意見交換会のほかに、市長と直接意見交換ができるような場はあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 幅広い世代の意見を取り入れて、豊かな旭を次世代へつなぐための取り組みとしまして、令和4年度から、市民と市長との対話集会を開催しております。対話集会では、これまで二十歳のつどい実行委員会編としまして、大学生や新社会人の世代との意見交換を、これは毎年実施しているほか、市内高校生を対象とした高校生編、本市に移住されてきた方を対象とした移住者編、そのほか保育士編など、若い世代や様々な立場の方々との意見交換を行っております。

また、市長との直接の対話ということではありませんが、市民の皆さんからの意見や要望などを伺うための身近な方法としまして、市長への手紙という制度も設けております。

今後も市民の皆さんからのご意見を伺う機会について、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） この地域意見交換会のほかにも、そういった枠組みでの若い方とか学生とか、そういう対話する場所があるのが分かりました。

しかし、せっかく地域意見交換会という場もありますので、100人ぐらいの人が集まって95%が男性とか、これはちょっといびつだなと思いますので、別の枠組みというか、参加者の集め方をもうちょっと工夫するほうがいいのではないかなと思うんですけれども、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） いろいろな方の意見が集められればということでございました。

市民との意見交換の機会としましては、市町村合併当初から地区懇談会、これを毎年開催しており、各小学校区での開催や日曜開催など、様々な形式で実施をしてきました。

その後、旭市として一体感が醸成されてきたことや参加人数の状況などを踏まえ、令和元年度からは地域意見交換会という名称に変更し、コロナ禍で開催できなかった年もありましたが、現在は区の代表を対象に年2回開催という形式になっております。

この地域意見交換会ですが、対話による開かれた市政の主要な事業でもあり、また、子育て世帯や若者からの意見、これはまちづくりに欠かせないものであると認識をしておりますので、対象者を検討する際の候補としたいと考えています。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 全ての年代が集まるような、そして男女同じような割合が参加できるような枠組みをぜひつくっていただきたいと思います。

では、次に移ります。

団体の補助金についてなんですけれども、原則市の会計に戻すということです。余ったら返しなさいということだと思うんですけれども、先に再質問を申します。残金が多かった場合に、翌年度の予算を減らされることはありますかというのが再質問になります。

これは、残金があるといっても余裕があるわけではありません。予算を決めるときには収入は少なめに、支出は多めに計上することが多いと思います。ぴったりというわけにはいかないです。例えば不測の事態が起きて赤字になっても、補填するような会計は実行委員会は持っていないので、少し余裕を持って計上します。

例えば今年でいうとYOU・遊フェスティバルを例えに出させていただきますと、花火を1万発から5,000発に減らしました。舞台をなくしました。決して余裕があるわけではないんですね。結果的に300万円以上の残金が出たんですけれども、削りに削って、ちょっと規模も縮小してそれで出た繰越金だったり、残金なわけです。ですので、これを理由に来年度予算を削るとかと考えられてしまうと、とても厳しいのかなと思います。

ちょっとまだ予算も出ていない段階でこんなことを言うのもおかしいんですけれども、予算が出てからではもう決まっていることで難しいと思いますので、この段階でちょっとこういう話をさせていただいております。

では、再質問の残金が多かった場合に翌年度の予算を減らされることはありますかという質問をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 1 回目のほうの回答では、原則論ということで言わせていただきました。

今、ご質問の件なんですけれども、繰越金の取扱いについては、それぞれの補助事業を個別に判断し、その事業等における目的及び内容を踏まえ、認める場合もございます。

したがって、継続的に事業を実施する団体等の補助金については、当該年度の補助事業を完了した後に、その事業収支により繰越金が発生する場合がありますが、その分を次年度の補助金から一律に減額するというものではございません。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7 番（永井孝佳） 私もいろいろな団体に所属したことがあるんですけれども、よく繰越金を残すと、来年度予算を減られちゃうから使っちゃうべみたいな話をよく聞きましたし、実際にそういう案件もございました。

例えば繰越金というか適正な使い方はするんですけれども、来年に持ち越したほうが効果的という場合もありますので、その繰越金をぜひ認めたほうがよい団体には、認めていただきたいと思います。

ちょっと話がそれましたけれども、これからは人口は減っていきます。税収も減っていくような気がします。しかし、人件費とか経費は、だんだん上がってきております。このままいくと、いつかイベントができなくなる日が来ると思うんですけれども、再々質問です。七夕を例に出させていただきますけれども、これから旭市の七夕はどうなっていったらいいか、ご見解をお伺いいたします。

七夕は町の真ん中でやっているのですが、警備の経費とかもすごい上がってしまっていて、今までは町に活気があったので、町の人を持ち出しで飾りとかをやっていたりしたんですけれども、年々、それも厳しくなっています。これでさらに予算を削られていくというと、だんだん厳しくなっていくと思うんですけれども、例えば今 2 日開催しているのを 1 日開催にするとか、あとは開催場所を変えて経費を抑えとか、無理して続ける必要はないと思っているのか、あとは現状維持できるように自主財源を何とかして頑張ってもらいたいと思っているのか、その辺の補助金イベントに対して、何かご見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、七夕市民まつりに対する見解ということで、商工観光課よりお答え申し上げます。

昨今、物価や労務単価の上昇、エネルギー価格の高騰などによりまして、イベントの経費が増加しており、議員おっしゃるとおりでございます。七夕市民まつりにつきましても、これらの影響から、通常での開催というのがだんだん難しくなっているということも聞いております。実際、そうだと思います。

実行委員会による人員や自己財源の確保の努力も必要かと思いますが、地元区や商店街の高齢化や後継者不足などの人的な資源といいますか、マンパワー等の問題もありまして、早急に課題を解決して実効性のある対策をするということも、また容易ではないなということも承知はしておるところであります。

市では、これらの課題が解決され、継続してイベントが開催できますよう、実行委員会と協力して、地域の意見を踏まえた今後のイベントの内容であるとか、また実施規模、そういったものも検討するとともに、イベントの補助金については、実情に沿った支援に努めたいというふうに考えております。

また、執行残となった補助金、こちらの翌年度への繰越し財源として活用することにつきましても、目的や内容を踏まえて判断をするなど、持続可能なイベントの開催に向けて、市としても支援してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 前向きなご答弁をいただき、ありがとうございます。まだ予算も出ていないのに、このような攻めるような質問をしてしまい、大変申し訳ございません。あるイベントで予算を大幅に減らされるのではないかという話を聞きまして、今回、予算が出る前にちょっと話をさせていただきました。

この実行委員会は、ほとんどの方がボランティアでやっけていまして、イベントを盛り上げようという気持ちでやっております。私腹を肥やしているようなケースはないと自信を持って言えます。繰越金の扱いについては、役所の論理が正しいのは分かっているんですけども、現場で試行錯誤して何とかイベントを続けようとしている人たちがやる気を失わないような予算組みをぜひお願いしまして、一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時47分